

# カルタゴの国制とハンニバル

——前196年の国制改革への道——

長谷川 博 隆

## はじめに

カルタゴの<sup>(1)</sup>国制は、スパルタあるいはクレタ、次いでローマの国制とも対比されているが、はっきりしない点がきわめて多い。周知の如く、国制についてのまとまった記事は、Aristotelesの『政治学』にすこしみられるだけで、他には<sup>(2)</sup>Polybios、更には Isocrates, Diodoros, Nepos, Livius, Iustinus (← Pompeius Trogus) などに、国制あるいは制度の一部についての断片的な言及があるにすぎない。<sup>(3)</sup>なによりも、カルタゴ人の手による作品が残っていないのである。<sup>(4)</sup>とすれば、国制を問題にする場合、『政治学』の記事を考察の基礎にすえてゆかざるをえない。しかしその際、この Aristoteles の伝えるカルタゴの国制が果して信憑性の批判にたえるかどうかということを、Aristoteles に先行する時代の史的事実及びその原史料の吟味、次いで Aristoteles

(1) カルタゴの国制に関する研究の現状を知るための最新の文献は、Nicolet, C (direct).: *Rome et la conquête du monde méditerranéen 2 —Genèse d'un empire—*. Nouvelle Clio 8 bis. Paris. 1978  
所収の Szyner, M.: *Carthage et la civilisation punique* であろう (以下 Szyner. *Carthage* と略す)。尚 Gsell, S.: *Histoire Ancienne de l'Afrique du Nord*. Paris. 1913—29 [repr. 1972]. の II, III は、現在も役に立つ。

本小稿中の年号はすべて紀元前。

(2) Arist. Pol. II, 11. 1272<sup>b</sup>24—73<sup>b</sup>26 (貴族政、但し寡頭政に傾く), IV, 7. 1293<sup>b</sup>15 (貴族政的), V, 12. 1316<sup>b</sup>5 (民主政), cf. V, 12. 1316<sup>a</sup>29—34 (僭主政のときあり), V, 7. 1307<sup>a</sup>5.

(3) Polyb. VI, 51, 1—6. cf. VI, 43, 1. Polyb. にあっては、ローマの政体との比較が、当然のこととして、その根底にある (Gsell. op. cit. II. 183ff. 233ff. Weil, R. — Nicolet, C.: *Polybe Histories Livre VI*. Budé éd. Paris. 1977. 47f. 158f.). Isocrat. Nicocles 24 (スパルタ人とカルタゴ人が最善の国制をもつ。寡頭政的)。制度の一部、つまり民会、元老院、百人会 (または百四人会)、王、sufes、將軍などに言及している史料は略し、当小稿中の行論のなかで示す。尚、Eratosthenes は、カルタゴ人のもっていたような国家を有したものは、野蛮人とはみなされないと (Strab. I, 4, 9)。cf. Cic. rep. I, frg. 3. II, 23, 42. Cato (Peter. *Hist. Rom. Frag.*) frg. 80. FGH. 744.

(4) カルタゴ破壊後、ローマに渡されたポエニ語の文献があったにしても (Plin. n. h. XVIII, 22)、ポエニ語の文献史料は現存しない。カルタゴ文化の影響下、ヌミディアの王によって物された本についても然り (Sall. Iug. 17, 7)。ただ Hanno の周航記がギリシア語の翻譯の形で残っている。

の『政治学』そのものの分析、あるいは広く彼の全著作の検討を通して考えねばならず、また一応記述が信憑性の批判にたえたとしても、その国制が時代によってどのように変化してゆくか、という問題も依然として残る。

すくなくとも Aristoteles の記す国制に至るまでの諸問題は、夙に Lüdemann の明らかにしたところであり、その批判も Heuß が展開している<sup>(5)</sup>。しかし夫々が大戦前の仕事であり、その後も制度・機構の個々についての論述はみられても、総観的な考察は現われていない。とすれば、個々の研究の成果をふまえて、Lüdemann の仕事の延長線上での問題の展開もきわめて重要であるが、筆者にはそのための地固め——前4世紀以前のカルタゴの歴史の検討——ができていないので、今回はその作業は見送りたい。

Aristoteles の記述を一応そのままにして、ある段階のカルタゴの国制に関して別の方からメスをいれることはできないであろうか。つまり、それはカルタゴの国制と一言でいわれているものを組立てているメカニズムを明らかにすることにもなるからである。ここでは、その一端なりとも示すことができればと思う。

## I

Aristoteles の命令でなされた各国制研究のコレクションの中で、非ギリシア人の国制の唯一のものが、実はカルタゴの国制であるが、古代にはカルタゴの国制に関して、渺くとも二巻（以上）はある書物が Hippagoras なる人物によってものされたことが分っている<sup>(6)</sup>。

ところで、Aristoteles の『政治学』においては、カルタゴの国制に関してもっとも詳細な議論を展開しているところでは、それを混合政体の典型、但し厳密に言えば貴族政、いな寡頭政的

- (5) Lüdemann, H.: *Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte Karthagos bis auf Aristoteles*. Diss. Jena. 1933. Heuß, A.: *Die Gestaltung des römischen und des karthagischen Staates bis zum Pyrrhos-Krieg, Rom und Karthago*. Leipzig. 1943. 83ff. 特に 89, 1 (以下 Gestaltung と略す). Lüdemann が、カルタゴの国制はスパルタ及び西部ギリシアの制度を受容するという形、つまりギリシアの影響によったとすべきであるとしている点に、Heuß は疑念を表明する (Heuß によれば前4世紀中葉の百人会の創設、前6～5世紀の sufes 制に先行する Dynastienregime など). Hahn, I.: *Die Hellenisierung Karthagos und die punisch-griechischen Beziehungen im 4. Jahrhundert v. u. Z. Hellenische Poleis* (ed. Welskopf) II. Berlin. 1974. 841—854 はスケッチであり、410年以降のカルタゴのヘレニズム化を説くが、宗教及び制度の面ではヘレニズム化にも限界があったとする。
- (6) Arist. *Eth. Nic.* X, 9. 1181<sup>b</sup>13ff. Jaeger, W.: *Aristotle*. Oxford. 2ed. 1962. 265ff. Warmington, B. H.: *Carthage*. Penguin. 1960. 143, 17.
- (7) Ath. XIV. 630A. *FGH*. IV. 430 [FGH. 743]. v. Fritz, K.: *The Theory of the mixed Constitution in Antiquity*. New York. 1954 [repr. 1975]. 429, 52.

な色彩の濃い混合政体としており、それは Isocrates, Eratosthenes, Polybios (VI, 43) の捉え方とも通ずるものであるといえよう。しかし、Polybios VI, 51, 6 にあっては〔ローマとの対比という視角から〕第二ポエニ戦争前後、カルタゴでは民主政的な傾向があらわれる、という<sup>(9)</sup>。

勿論、Aristoteles のいう貴族政あるいは民主政、あるいは寡頭政などの諸政体と、この Polybios のいう民主政もしくは民主化などの概念の差、及び考察の基礎となる史実つまり制度の発展ということも検討しなければならない。とりわけ当面の問題に関していえば、Polybios のいう民主政が、ギリシア(アテネ)型の民主政であるのか、それともローマ型デモクラシーであるのか、あるいはそれらとは全く異なるものであるのか、ということがある<sup>(10)</sup>。つまりカルタゴに関して民主政を云々することができるのか、その前提としての市民団や民会が指摘できるのかどうか、という問題があるといえよう<sup>(12)</sup>。

(8) 註2参照。オリガーキーとデモクラシーと ἀρετή との混ざったものとは、Weil, R.: *Aristotele et l'histoire. Essai sur la politique*. Paris. 1960. 246ff. Aalders, G. J. D.: *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum*. Amsterdam. 1968. 65 [以下 Theorie と略す]. cf. Szyner. Carthage. 563ff.

(9) Walbank, F. W.: *A Historical Commentary on Polybios I*. Oxford. 1957. 736 [以下 Commentary と略す]. Cole, Th.: *The Sources and Composition of Polybios VI*. *Historia*. XIII. 1964. 485, 114 (混合政体論はアカイアの現状に基く). cf. CQ. 1943. 82. CQ. 1954. 117f. Walbank, F. W.: *Polybios*. Berkeley-Los Angeles-London. 1972. 153. Heuß. *Gestaltung*. 85f. (戦後顕著にと) Groag, E.: *Hannibal als Politiker*. Wien. 1929. 23, 1.

(10) Aristoteles に限定せず、広くは Meier, Chr.: *Entstehung des Begriffs >Demokratie<*. Frankfurt/M. 1970. 7—69. 特に 52, 63, 78. 政体論には応えるところすくないが、理念史的考察として重要。古くは Ehrenberg, V.: *Origins of Democracy*. *Hist. I*. 1950. 515—548. Larsen, J. A. O.: *Representative Government in Greek and Roman History*. Berkeley. 1955 (repr. 1966). 4. 14f. 21 は、アテネ型とローマ型を比較して、デモクラシーの特徴を大衆の集団的決定の優位性と説く。なお Polybios 第6巻ではデモクラシーは賞讃されていないことに注意したい。v. Fritz. op. cit. 8f. Polyb. VI, 4, 5f. は一見讃美しているかのようであるが、大衆の意志決定にはポイントをおかず、また一種の循環論にすぎない (Meier. op. cit. 68). Nicolet, C.: *Polybe et les institutions romaines*. *Polybe*. Fondation Hardt. Genève. 1974. 209—265 [以下 Nicolet. Polybe と略す]. Nicolet. *Nouvella Clio*. 8bis. 903.

(11) Polyb. II, 38, 6 をふまえ Welwei, K. W.: *Demokratie und Masse bei Polybios*. *Historia*. XV. 1966. 282—301 は、アカイア同盟を念頭に、①政治的同権、②言論の自由、次いで③民衆の支配へ、と説く(但し Polyb VI, 4, 4f. を想起せよ)。cf. Walbank. *Commentary*. I. 221f. しかし Polybios の目がやはりギリシア人のそれであることは、夙に Gelzer, M.: *Über die Arbeitsweise des Polybios*. *Sitzungsb. Heidelberg*. 1956. 25 の指摘したところ。Mioni, E.: *Polibio*. Padova. 1949. 90. Musti, D.: *Polibio e la democrazia*. *ASNP*. XXXVI. 1967. 155ff. もアカイア同盟の政治的展開がその基礎にあり、イデオロギー的には保守的とみている。

(12) 勿論、文献史料(ギリシア・ラテン語)では、市民・民会は——比較的古くから、しかも重要な存在として——一応指摘できる(① *Iust. XVIII*, 7—Gsell. op. cit. II. 185f. ② *Arist. Pol. II*, 11. 1273<sup>a</sup>5—6. ③ Polyb. VI, 51. ④ *Agora, Forum* の存在。民会の機能については後述)。ラテン碑文をふまえて独自の主張をするのは Seston, W.: *Des «portes» de Thugga à la «Constitution» de*

ここでは一応常識的に、カルタゴの国制に関して——たといギリシア人の目によるにせよ——上のような見方がある、としておき、この Aristoteles と Polybios の記事に対して、三つほど注意すべき点を指摘したい。

もっとも、三つの問題点にはいる前に検討しなければならないことがある。それは、Aristoteles の登場する以前に、即ち彼が寡頭政的な国制と捉えているその段階以前にカルタゴの国制そのものにすでに変化があったかどうか、あったとすれば何時か、という点である。つまり Aristoteles の記述は、そのような変革をふまえた上のものであるのかどうか、ということである。それは、主にカルタゴの王政にかかわる問題といえよう。この点に関しては、Lüdemann の学位論文以来、各種の研究がみられるが、Maurin が、Mago 王朝は396年の Himilco の敗北までカリスマ的な強大な権力を所有していたが、(王政は存続しつつも)百人会の創設にもとづく寡頭政体制はそのときに始まること、そういった捉え方を深化し、Picard も基本的にはこれを受けいれていることを指摘したい。前5世紀中葉に変革があったとするより、この前4世紀はじめに政治的・<sup>(13)</sup>宗教的変革があったとすべきであるとする見解である(因みに Picard は、Beloch 説をふまえて、Mago 朝の後、Hanno 朝が308年10月まで存続したとし、その後は王も名だけの存在にな<sup>(14)</sup>ったとみている)。

---

Carthage. RH. t. 237. 1967. 277—294. 問題点と反論は Picard, G. C.: La révolution démocratique de Carthage. *Conférences de la Société d'Études Latines de Bruxelles 1965—66*. Coll. Latomus. Bruxelles. 1968. 130 [以下 Picard, Latomus と略す]. Moscati, S.: *I Fenici e Cartagine*. Torino. 1972. 665 f. Szyner. Carthage. 583f. ポエニ碑文によって、\*M(=am) と記される語はラテン語の *populus* に当り、民衆・民会をあらわすとし、民会の存在のみならず、その機能面をも明らかにするのは、Szyner, M.: L' «Assemblée du peuple» dans les cités puniques d'après les témoignages épigraphiques. *Semitica*. XXV. 1975. 47—68.

(13) Maurin, L.: Himilcon le Magonide, Crises et mutations à Carthage au début du IV<sup>e</sup> siècle av. J. C. *Semitica*. XII. 1962. 5ff. Picard, G. C. & C.: *The Life and Death of Carthage*. London. 1968. 82f. 129 [以下 Life Carthage と略す]. Picard, G.: *Carthage*. London. 1964. 194. この段階での民主化を認めるのは Lüdemann. op. cit. 79f. Picard の両著は英訳(増補版)を使用した。

(14) Beloch, J. Die Könige von Karthago. *Klio*. VII. 1907. 19ff. ここではごく大まかに、カルタゴの王政を認める系列④と、認めずにあるときから *sufes* 職による統治の行われたことを脱く系列⑤の対立の存することを記しておく。④は Beloch, Picard, Bacigalupo Pareo. ⑤は Gsell, Szyner, Krahmalkov. 従って Gsell. op. cit. II. 189f. によれば、Mago 家支配は王政でなく、*sufes* の手による統治である。*Sufes* のギリシア語訳を βασιλεύς (Mago 家支配についても、たとえば Diod. XIII, 43—410年, Hannibal. XIV, 54—396年, Himilco) と。ポエニ碑文の解釈から Mago 家支配時代のカルタゴを共和政とする(その点 Gsell 説に戻る)のは Krahmalkov, C.: Notes on the Rule of the Sōftim in Carthage. *RSF*. IV/2. 1976. 153ff. 一方、Picard は βασιλεύς をポエニ語の MLK (王) の訳語とし(王と *sufes* の併存、但し後者が意味をもつのは時代が下ってからのこととする。その点 Warmington とは異なる); ŠPT (*sufes*) の訳語とみる Gsell に相対するのである (Life Carthage. 80f.)。この問題は Szyner. Carthage. 567ff. 当小稿でも後で触れたい。

さて三つの問題であるが、その第一は、Aristoteles においても、カルタゴの国制についてまとまった議論を展開している第2巻第11章とは別のところ、つまり第5巻第12章には、寡頭政国家カルタゴという捉え方とはいささか異なった表現がみられるということである。<sup>(15)</sup>

この矛盾は、Newmann をはじめ諸家による様々な整合的な解釈の試みを生むことになり、Weil も一昔前に斬新な見解を提出している。つまり Aristoteles 自体の見方が次第に変化してゆくこと、まずペルシア人、ケルト人、マケドニア人等とともに βαρβαροι とみなし (VII, 2, 1324<sup>b</sup>10ff.), 次に優れた国制をもった国家として捉え (第2巻), 最後に Aristoteles の生涯の最後の頃、Hanno (Mago 家出でない將軍) のクーデタ (344年頃, 339年より昔) を知らされ、それをふまえて穩健な民主政国家とみなすことになった (第5巻), というのが Weil の主張であり、Picard の修正説にと発展する。<sup>(17)</sup> これは、Aristoteles の『政治学』の各巻の成立年代の差と関連させる捉え方でもあるが、<sup>(18)</sup> ともかく差当り Weil 説の当否が求められなければならないとはいえよう。

しかし、この第5巻の記事は、第2巻のそれに比べると極めて断片的であり、Weil の主張を認めるにしても、やはり Aristoteles の記述を全体として眺めた場合、Newmann, Gsell のような読みかえをしなくとも、彼がカルタゴの国制を、スパルタ、クレタの国制と並べつつ、<sup>(19)</sup> 範たるべきもの、つまり原理的には徳を基礎とする貴族政 (それはまた善き混合政体とみられる) で

(15) Arist. Pol. V, 7. 1307<sup>a</sup>5 (Hanno の内乱〜僭主), V, 12. 1316<sup>a</sup>29—34 (かつて僭主政. II, 11 では僭主政なし, と), V, 12. 1316<sup>b</sup>5 (民主政). 特に問題は民主政という点にある。

(16) Newmann, W. L.: *Aristotle's Politics*. Oxford. II. 1887. 362. IV. 1902. 486f. は、カルタゴにおけるデモクラシーとは ① 単なる矛盾か、あるいは ② 読みかえるべきかである (δημοκρατουμένηではなく τιμοκρατουμένηと) としている。Meltzer, O.: *Geschichte der Karthager* Berlin. 1896 [repr. 1975]. II. 459 は ἀριστοκρατουμένηと読み直すべきである、とする。cf. Gsell. op. cit. 235, 1.

(17) Weil. op. cit. 228ff. 246ff. 252ff. Picard. *Life Carthage*. 136ff. 141f. 第2巻起草と第5巻編集の間、Mago 朝の知識と Hanno のクーデタの企て (Picard は360年頃とする) があったとみ、第2巻ではカルタゴの国制は僭主も革命もない範たるべきものとしたが、彼の知識の増大によって Mago 朝のことを詳しく知った末、第5巻ではこれを僭主政と規定し、更に Hanno のクーデタを知り、それをふまえて、記述に揺れをみせつつも結局民主政とみることになった、という。Szyner. *Carthage*. 564 は可能性としてはあり得るが、確実とはいえないとする (Just. XXI, 4. で、Hanno があまりにも小説風に描かれているという問題)。

(18) 検討していないが、Jaeger 説 (第2巻=第2期, 348(7)—335(4). 第5巻=第3期, 335(4)—322) → Nuyens 説 (すべて第3期) → Düring 説 (第2巻, 第5巻ともに第3期)。岩波版アリストテレス全集・第17巻・月報・16 (川田殖「アリストテレスのプラトニズム」) 1972 による。

(19) 様々の要素のうち ἀρετή を内包する政体=貴族政とはいえ、これを善き混合政体とする一例として、Aalders, G. J. D.: *Die Mischverfassung und ihre historische Dokumentation in den Politica des Aristoteles. La "Politique", d' Aristote*. Fondation Hardt. Genève. 1964. 208f. Aalders. *Theorie*. 57f.

あるが、寡頭政的なものに傾く貴族政と考えたことは、たとい Aristoteles にとって寡頭政がいかなるものを意味したかは一つの課題であるとはいえ、ほぼ確かであると思う。それは、とくに Hanno のクーデタと民主政との関連について積極的な点が認められないからであり、ましてや政治機構上は決定的な変化が指摘できないからである。その点、史実をふまえての Picard の結論、すなわち Aristoteles からよみとれることは、1) 貴族政は未だ全権を確立できず、君主政を打倒するまでにいたっていないし、2) 軍事は将軍の手に、民事は Sufes の手にという方向がみられ、3) 貴族の力は百人会及び *πενταρχία* を通して現実のものとなるが、4) 民会の発言権は現実には未だしである、という<sup>(20)</sup>解釈を、やはり今後の研究の踏み台・叩き台とすべきであろう(たとい、今日では Krahmalkov, Sznycer など、Gsell 説へ復帰する主張があろうとも)。

第二には、大 Cato つまり前 3～2 世紀のローマ人が、やはりカルタゴの政体を混合政体の一つの典型としていることを指摘したい。史料はずっと下って Servius の Aeneis 註解の一個所<sup>(21)</sup>である。この記述の位置づけはむづかしい。というのは、相関連する史料としては、Cicero の『国家論』中に Cato の説として伝えられているものがあるにすぎず、Polybios、大 Cato、Scipio (更には Cicero) の関係、とりわけ Cato と Polybios 第 6 巻との関連の問題が<sup>(22)</sup>絡むからである。Gelzer は、Cato が Polybios 第 6 巻を知っていたであろうと<sup>(23)</sup>推定するが、最近では、Polybios を知っていたか否かは問題ではなく、このように混合政体と捉える見方は、当時一般的であった、

(20) Picard. *Life Carthage*. 141ff.

(21) Peter. HRF. frg. 80. = Cato ap. Serv. ad Aen. IV. 682. Quidam hoc loco volunt tres partes politiae comprehensas, populi, optimatum, regiae potestatis. Cato enim ait de tribus istis partibus ordinatam fuisse Carthaginem.

(22) Cic. rep. II, 2 において、Scipio が、Cato のものとしている見解は、最善の政体の一つたるローマのそれは、一人の所産でなく長年に亘り形成されてきたものとする捉え方である。そこで論者は、この Cicero における Cato の捉え方と、Polybios 第 6 巻における国家ローマ形成過程の解明との相似性を指摘する (Aalders. *Theorie*. 107f. Nicolet. *Polybe*. 243—249 は他の史料も挙げて)。尚カルタゴを混合政体とみる Cato の捉え方 (Peter. Frg. 80) には、ローマの *Verfassung* の理論が流れているのである、という具合に、Cic. rep. II, 2 はそのまま Cato の見解とされている (Pöschl, V.: *Römischer Staat und griechisches Staatsdenken bei Cicero*. Berlin. 1936 [repr. 1962]. 70, 50.)。しかし Gelzer は夙に Cicero の文章中の Cato の発言を Dialog のフィクション以上のものとみるべきかどうか疑念を呈す (*Kl. Schr.* III. 194. orig. は 1956)。この点にどう対応するかは問題であろう。この Cato. Peter. Frg. 80 に関して Catalano, P.: *La divisione del potere in Roma, a proposito di Polibio e di Catone*. *Studi Grosso*. VI. Torino. 1974. 667—691 は、Polyb. との一致は認め難いとし、Polyb. Cic. では国制の formes が、Cato では partes が問題になっている (689)、という (Weil-Nicolet. *Polybe* VI. 150) が、Cicero で国制の形成が問題となっている点は Polybios に連なるところといえよう (たとい Cic.=Cato. かどうかは保留しておくにしても)。

(23) Gelzer. *Kl. Schr.* III. 194 は、第 6 巻の第 1 版は読んでいただろうとする。Aalders. *Theorie*. 107f. も、Cato が少くとも混合政体に関するギリシア的捉え方を拒否したとは考えられない、とする。

とみる見解が有力となりつつある。<sup>(24)</sup>

第三には、上の Polybios 第 6 巻の記事、「民主政」というより「民主化」をめぐる問題がある。ここは、古来、様々の議論のくりひろげられてきた個所であるが、この小稿はその一つ一つを取りあげて検討を加える場所でもなからう。ただ当面の問題にかかわることとして二点、つまり第一は、Polybios の混合政体論や政体循環論のなかで当該個所をどのように位置づけるか、ということ、第二は、いかなる史実をふまえて民主化という見解がでてきたのか、その際、民主政・民主化についての Polybios の価値評価とどのように照応するのか、ということである。両者とも優にいくつかの専論を必要とする難問であるが、ここでは簡単に記すにとどめたい。

前者に関しては、Pöschl, Mioni, Ryffel, v. Fritz, Walbank, Roveri, Eisen, Aalders 等の主張の展開がみられるにも拘らず、その中核にある Pöschl 説ということを考えれば、ほほ次のように言うことが許されよう。ここでは、Polybios は貴族政から民主政へという変化を説くのではなく、カルタゴの政体を混合政体と認めつつ、その混合政体を組立てている一つの要素、つまり民主政的要素が伸長しすぎたことを述べている、<sup>(25)</sup> というのである。説得力のある捉え方といえよう。

第二の点に関しては、ほほ次のように言うことができる。つまり一般的には、<sup>(26)</sup> 少くとも第一ポエニ戦争時代にローマと肩を並べ得た国家カルタゴという Polybios の捉え方の底にあるものを、そのままに認めて、第二ポエニ戦争時代のカルタゴの民主化を主張するのであり、それは Barca<sup>(27)</sup> (Barcas) 家、特に Hannibal の登龍、それを支える一般民衆の存在を考えているのである。た

(24) Cato のこの捉え方が、ローマで比較的当り前になっていたというのは Nicolet, Polyb. 250. Walbank, *Polybios*. 136f. Astin, A. E.: *Cato the Censor*. Oxford. 1978. 226, 41 は、Cato の文章も、彼の抛った叙述中の言葉を使用したものであろうという。その点 Astin は、Cato と Polybios との関係をさほど密接なものともみる必要はない、とする (226, 42)。尚 Scipio と Cato に関しては Astin, A. E.: *Scipio Aemilianus*. Oxford. 1967. 13. 280f. 292. Astin, A. E.: *Scipio Aemilianus and Cato Censorius*. Latomus. XV. 1956. 159ff. 一方 Nicolet, Polybe. 243ff. は、Cato への Polybios の影響という、それまでの通説に反論し、両者の関連を逆のものとしている。

(25) Pöschl. op. cit. 60f. Mioni. op. cit. 49ff. 特に 71f. Ryffel, H.: *Μεταβολή πολιτειῶν: der Wandel der Staatsverfassungen*. Bern. 1949 [repr. 1972]. 182. 221ff. v. Fritz. op. cit. 419ff. 73. Brink, C. O. & Walbank, F. W.: *The Construction of the 6th book of Polybios*. CQ. 1954. 92-122 (特に 116). Walbank. *Commentary*. I. 736. Roveri, A.: *Studi su Polybio*. Bologna. 1964. 163ff. 194ff. 241ff. cf. Eisen, K. F.: *Polybiosinterpretationen*. Heidelberg. 1966. 87; 208. 97. Aalders. *Theorie*. 105f. 因みに混合政体論は Weil-Nicolet. *Polybe VI*. 23f. 循環論は 18ff.

(26) Polyb. I, 13, 12f. Gelzer. *Kl. Schr.* III, 210.

(27) De Sanctis, G.: *Storia dei Romani*. III, 1. 2ed. Firenze. 1937 (1ed. 1916). 395, 45 (以下、引用は新版の頁)。Meltzer. op. cit. II. 357ff. Walbank. *Commentary*. I. 329. 736. Heuß. *Gestaltung*. 86. Gsell. op. cit. II. 256. 261f. Pédech, P.: *La Méthode historique de Polybe*. Paris. 1964. 428. Weil-Nicolet. *Polybe VI*. 158f.

だ、それは、Polyb. III, 17, 7. Liv. XXI, 2, 4 の記事とともに Fabius Pictor の〔傾向的な〕叙述に遡るもの、とみられている。

以上はほぼ定説というべきである。たとい App. Lib. 68 を根拠に、第三ポエニ戦争直前のカルタゴ社会の「民主化」を指摘しようが、またこの個所執筆の時期をどのようにみようが、やはり Polybios の叙述及びそれを支えるものは、第二ポエニ戦争前後のカルタゴの現実であったとみるべきであらう。<sup>(28)</sup>

しかし、その底には民主政・民主化についての Polybios の基本的評価が横たわっていると考えざるをえない。そのネガティブな評価が、カルタゴ観あるいは Hannibal 像と結びつくのではあるまいか。<sup>(29)</sup>

今は、以上の三点を留保条項として指摘し、寡頭政といい、民主政といってもさ程明瞭ではないというにとどめ、どのように規定されるにせよ制度も変化してきたものであり、また変化しつつあるものである、ということの大前提として、一応 Aristoteles がカルタゴの政体を寡頭政に傾きつつある貴族政(別の角度からは混合政体)と捉え、Polybios には〔貴族政的要素の優れた〕混合政体が民主政的要素の優れたものに変ったという記事のみえること、それだけを指摘しておきたい。

なお、Cicero もカルタゴの繁栄の源を「consilium と disciplina」にあるとしているが、consilium を制度的なものと考えているとすれば、貴族政的あるいは寡頭政的な要素をカルタゴ隆昌の基礎にすえて捉えているといえることができる。<sup>(30)</sup>

## II

「寡頭政」「民主政」「民主化」をめぐる以上のような問題があるが、とくに変化という点からいえば、国制をどのように捉えようとも、カルタゴの国制の実体は、Aristoteles の時代以降基本的には変化なかったとみる論者(Gsell, Heuß, Warmington)<sup>(31)</sup>に対して、近年、Aristoteles の記述の時代(340年頃)と Polybios の時代、とくに340年から219年の間に決定的な変化つまり民主

(28) Pédech. *ibid.* Nicolet. Polybe. 215—222. Weil-Nicolet. *op. cit.* 147.

(29) 註10参照。Nicolet, C.: *Nouvelles Clío 8 bis* (本稿註1) 中の第2章 *Les Guerres puniques*〔以下 *Guerres puniques* と略す〕617. cf. 903.

(30) Cic. *rep.* I. frg. 3=Non. 526, 5. この点は Cicero における consilium を想起すればよからう。ローマ元老院に結びつく表現であったこと(Pöschl. *op. cit.* 20. 61), 他の諮問機関, とりわけ裁判上のそれに関連することを指摘したい。cf. Cic. *Phil.* 4, 14. *fam.* 3, 8, 4. *de Orat.* 2, 333ff. Cic. *rep.* II, 7 のローマとの異質性の指摘は問題である(Martin, R.: *Recherches sur les agronomes latins*. Paris. 1971. 38, 3). カルタゴのいわゆるアリストクラシーについては、Gsell. *op. cit.* II. 233ff. Mauch, O.: *Der lateinische Begriff disciplina*. Diss. Basel. 1939 は未見。

(31) Meltzer. *op. cit.* II. 25f. Kahrstedt, U.: *Geschichte der Karthager*. III. Berlin. 1913 [repr. 1975]. 586. Gsell. *op. cit.* II, 233ff. Heuß. *Gestaltung*. 107ff. も Aristoteles までの変化をふまえての議論で、それ以降の問題には言及しない。Warmington. *op. cit.* 143ff.



化がみられるとする Picard の説が現わ<sup>(32)</sup>れている。勿論、前者とて、その大前提には Aristoteles の伝えるカルタゴの国制もうちに民主政的な要素を内包しているというのであり、その点一種の混合政体であったとみているようである。一方、Picard の説は仲々鋭い主張であり、このカルタゴの民主化説は、Polybios 及び Livius からストレートに第二ポエニ戦争時代のカルタゴの民主化を説く在来の見解とは一線を画するものである。もっとも、237年に決定的変革＝民主化ありとし、eponym な職としての 2 人の最高官 sufes の登場をすえ、所謂 Barca (Barcas) 家の革命を認める捉え方<sup>(33)</sup>には、そのままでは従えないところもある。以下、この新説を常に念頭におきながら、問題を展開させてゆきたい。つまり、それはカルタゴの国制と、国政推転のメカニズムとの関連の解明という問題である。

I (本稿 2 頁～8 頁) に述べたような Aristoteles 及び Polybios の周知の叙述を背後に控えさせて、その上で、「はじめに」において示したように、カルタゴの国制それ自体に、ある角度からメスをいれてみたい。それが、Hannibal という人物を組上に載せて、カルタゴの国制を考える作業といえよう。国制が究極的にどのように規定されるかは、諸制度・機構の力関係をふまえた国政運営・推転の現実の検討が、その根底にあるはずであり、その点、政治家 Hannibal は我々のメスの入れられるのを待っていると考えられる。

政治家 Hannibal の場合、当面の問題つまりカルタゴの国制の問題と直接関連するのは、第二ポエニ戦争敗北後の國家カルタゴの再建築であるが、この国制改革にと集約されてゆく過程の中で、実は現在議論の対象となっている諸制度・機構(将軍, Sufes, 王, 民会, 元老院など)がどのように機能するか、あるいは機能させられるかを明らかにすることによっても、当該時代のカルタゴの国制の特色が浮び上がってくるのではないかと思う。

ところで、この Hannibal の国制改革は、Nepos が言及しているとはいえ、史料としては、<sup>(34)</sup>ほぼ Livius だけといってよく、そのため改革についての特殊研究あるいは論争らしいものも殆ど生まれていないし、また今のところ単純な推論しかみられないのである。変革の位置づけに関しても「民主主義的なもの」「ギリシアの都市国家のタイプの民主主義的な政体への道を示すもの」と、<sup>(35)</sup>諸家の見解はほぼ一致している。最近ポーランド語の研究が一つ出ており、それは「Hannibal

(32) Picard, G. C.: Les Sufètes de Carthage dans Tite-Live et Cornelius Nepos. REL. XLI. 1963. 280f. [以下 Sufètes と略す] Picard. Latomus. 113ff. Picard. Life Carthage. 1. 207f. 210. cf. Szynger. Carthage. 572.

(33) 勿論 Picard とて古くから sufes の存在したことは否定していない (Life Carthage. 145)。機能の変化を考えるのである。

(34) Liv. XXXIII, 46. 47. Nep. Hann. 7, 4—7. cf. Iust. XXXI, 1, 7—9. XXXI, 2. App. Syr. 4. Zon. 9, 18, 11—12. cf. Val. Max. 4, 1, 6.

(35) Kahrstedt. op. cit. III. 587f. Gsell. op. cit. II. 275ff. Groag. op. cit. 115. 121. Hoffmann. Hannibal. Göttingen. 1962. 114ff. Warmington. op. cit. 240. 因みに Lüdemann. op. cit. 93f. も

は民衆の支持で自分の目的は達したが、民主政を狙うものではなかった」という Picard 説をふまえて、「偽りの民主的変革」という結論を示しているようであるが、<sup>(36)</sup>ともかく、限られた史料で、改革そのものは勿論、それ以上に改革にいたるまでの過程に関して一体どれだけ新しいことを言うことが許されるか、果して問題となることは残っていないのか、考え直してみたい。その際、先に述べた Aristoteles と Polybios、とりわけ Polybios のいう「民主化」、価値判断を底にたたえた民主化という発言を念頭におくのは当然のことである。

実は、改革の前提になることとして、戦争中に制度的にカルタゴの民主化が進んだことを指摘し、更に Hannibal の基本姿勢が民主的であったとする捉え方のあることを知っている（註32参照）。このことは、「民主化」を説く Polybios の主張と国制改革とを短絡的に結びつける捉え方に<sup>(37)</sup>連らなるともいえよう。

そこで、この小稿の(㉔)では、制度的に Hannibal がどのように規定されていたか（国制と Hannibal の問題）、そして戦争指揮の実際はどうであったか（民主的姿勢云々の問題）、更にはカルタゴ民衆の性格はどうであったか（社会の民主化の問題）、それらを「民主化」という風に捉えられるか否かを吟味しながら検討することにより、改革へのプロセス、あるいはその前段階の国制の一面を明らかにしてみたいと思う。

なお、すくなくとも第二ポエニ戦争後の Hannibal の仕事を一種の国制改革であると認めた上で、論を進めてゆくが、勿論、果して「改革」といえるかどうかは、また改革であるにしてもいかなる性格の改革であったのか、という点の本格的な解明は、(㉔)において民主化の問題を検討した上で、本小稿の後半、つまり(㉔)で行なうことになる。

## 二

### I

Hannibal に焦点を合わせて考えてゆくが、まず制度の問題からはいろう。

〔A〕 考察の出発点は、戦争中の Hannibal が制度的にどういう立場にあったか、というところ

Meltzer. *op. cit.* II, 26 f. をふまえて、民主化という主張をする (Hannibal を Quaestor として)。但し Meltzer は必ずしも決定的な変革とみていない。最近の概説では Decret, F.: *Carthage ou l'empire de la mer*. Paris. 1977. 78.

(36) Kotula, T.: Rzekoma Reforma Demokratyczna Hannibala w Kartaginie. *Eos*. LVII. 1967/68. 272ff. cf. Picard. *Hannibal*. 216ff. *Life Carthage* 274ff. は④ Gsell 説に反論を呈し、⑤ 狙いは民衆のためというところにはなかった、とする。

(37) 流石、そのような短絡的な見解はないが、第二ポエニ戦争時の民主化を説き、改革の性格を「民主的なもの」とみなせば（註35）、Polybios の捉え方を認めることになる。Pédech. *op. cit.* 428. Picard, G. & C. C.: *Daily Life in Carthage at the time of Hannibal*. 1958. 82 (英訳による)〔以下 *Daily Life* と略す〕

ろにある。

なによりも第二ポエニ戦争に当り, Hannibal は政治的指導者ではなく, 正式の將軍であったことを指摘しなければならない (Polyb. VII, 9)。本来カルタゴにおける政治と軍事の分離<sup>(38)</sup>, またカルタゴの軍隊が前6世紀の Mago の改革, いや軍事組織の確立以降いわゆる傭兵組織に基づくもの<sup>(39)</sup>に変わっていたとみられること, 更には將軍の権限は, 領域的にも期間の点でも本来的には限定されていたが, 戦争・遠征の性格上それも拡大・延長されてゆくこと, また將軍が必ずしも一人に限られないことも周知の通り<sup>(41)</sup>で, 以上はほぼ定説<sup>(42)</sup>と云ってよからう。

(38) Arist. Pol. II, 11. 1273<sup>a</sup> は王と將軍を分ける。Heuß. Gestaltung. 114. Warmington. op. cit. 145f.

但し, Himera で倒れた Hamilcar (βασιλεύς) が軍指揮権をとったことを Herod. VII. 165 は伝え, Diodoros は410年から309年まで βασιλεύς (王とするか sufes とするかは問題) が將軍となっている事例を挙げる。Bacigalupo Pareo, E.: I Supremi Magistrati a Cartagine, *Contributi di Storia Antica in onore di A. Garzetti*. Genova. 1976. 66 [以下 Supr. Magist. と略す] はこれを二つの型に分ける。(A) βασιλεύς のポストが軍指揮の点で与えられる (Himilco, Diod. XIV, 54, 5~396年。Hamilcar, Diod. XIX, 106, 2~311年。Diod. XX, 33, 2~309年)。(B) βασιλεύς のとき最高指揮官に選ばれている (Hannibal, Diod. XIII, 43, 5~410年。Mago, Diod. XV, 15, 2~3. ~383年)。但し彼は βασιλεύς と sufes を別のものとみている。これらも “κατὰ νόμον,” 又は “κατὰ νόμους,” とあるように法・制度に則ったもの, 基礎に軍事と民政を分ける原則があり, その点自働的に最高指揮官になるというのではなかったと解される。しかも前4世紀末からは軍隊を指揮する βασιλεύς は登場しない。Gsell. op. cit. II. 199f. cf. Sznycer. Carthage. 571.

(39) Mago については Iust. XIX, 1, 1 (Gsell. op. cit. II. 344f)。一般には Polyb. I, 67, 4. VI, 52, 3-4. Diod. V, 38, 2-3. 傭兵の利点は Diod. XXIX, 6 も。

(40) 地域的限定については, たとえば Polyb. I, 67, 1. 72, 3. 期間はある戦役・遠征の間というべきであろう。従ってその限りでは, つまり一戦争中は, 自働的に任期が延長されることは, 4世紀のシシリーの Hamilcar 及び Hannibal のケースを想起すればよからう (Gsell. op. cit. II. 311. 421ff.). Heuß. Gestaltung. 114f. Groag. op. cit. 27. 104. とりわけ Bengtson, H.: Zur karthagischen Strategie. Aegyptus. XXXII. 1952. 159ff. Aymard, A.: Esprit militaire et Administration hellénistique. REA. 1953. 138f. [*Études d'Histoire Ancienne*. Paris. 1967. 466f.] 以上の諸点は, Gsell. op. cit. II. 420ff. にくわしい。

(41) 將軍が複数ということから, 一地域あるいは一戦闘の場合どうなるのかという問題が生じる。つまり特別な場合一人の手に軍指揮権が委ねられることもあったのではなからうか。何よりもまず同じ権限をもった複数の將軍の事例は Polyb. I, 30, 1. cf I, 27, 5-6. Plut. Tim. 25. その他諸例は Gsell. op. cit. II. 422f. 尚310年 γερονότα が Hanno と Bormilcar (Bomilcar) の二人を將軍に任じた, とある (Diod. XX, 10, 1) が, この二人も, 一戦闘で一人の手に最高指揮権を委ねている (Hanno. Iust. XXII, 6, 5)。当然であろう。ただ Hammond, M.: *The City in the Ancient World*. Cambridge / Mass. 1972. 261 が, カルタゴの主な magistrates は毎年選ばれる3人, 即ち2人の suffetes と1人の general であるとするが, この文章, 特に將軍については根本的に誤っていることは明らかである(単数, 恒常的性格等)。

(42) Cicero の目に映じたように (rep. II, 7), 商業国カルタゴがあまり軍事に力を注がなかった(政治・軍事の分離, 傭兵の根拠とするのが Warmington. op. cit. 145f.) というのに対しては, 反論を呈するべきであろう。Nicolet. Guerres puniques. 595-602.

正式の将軍の一人としての Hannibal は、当初リビアとイベリアの将軍であり、第二ポエニ戦争がはじまり、アルプスを越えてイタリアにはいっても、それは変らなかつたとみななければなるまい。<sup>(43)</sup> もっとも Philippos との同盟条約には簡単に “στρατηγός” とあるのみである(将軍が条約を締結できた点が重要であろう)。<sup>(44)</sup>

ところで、実は、この将軍の位置・性格に遡くとも前3世紀には変った面が生まれてきたことを忘れてはなるまい。簡単にいえば、それは第一には選出方法にかかわることであり、第二には権限領域にかかわる点である。

第一の点。将軍は、前4世紀以降、元老院で選ばれる、いや正しくは元老院に指名、または承認されるものになっていたこと、そして力関係としては、第一ポエニ戦争では、Mago 家支配に<sup>(45)</sup> 対して5世紀半ばに監察、特に将軍のそれを主任務として出現した百人会(貴族の牙城)<sup>(46)</sup> が、将軍を処刑したこと(このことは逆に将軍の責任の大きさにも通ずるという)さえ分っており、<sup>(47)</sup>

(43) 明記はないが Polyb. III, 33, 8. Groag. op. cit. 27, 3. このことによって、兵士をリビア(アフリカ)とイベリア(スペイン)とにやりとりできたのである。Bengtson. Aegyptus. 1952. 159.

(44) Polyb. VII, 9. Groag. op. cit. 82ff. 条約の問題点は Bickerman, E. J.: An Orth of Hannibal. TAPhA. LXXV. 1944. 87-102. Bickerman, E. J.: Hannibal's Covenant. AJP. LXXIII. 1952. 1-23. Chroust, A. H.: International Treaties in Antiquity. C&M. XV. 1954. 60-104. Nicolet. Guerres puniques. 613.

(45) この点は尚問題が残る。遡くとも3世紀以前に関しては、史料の上では、概ね将軍を選出したのは「カルタゴ人」とあり、ときに「元老院」とよみとることが可能なケースがあるにすぎない。Diod. XI, 20, 1-480年, カルタゴ人。XIII, 43, 5-410年, カルタゴ人か, 元老院か? XV, 15, 2-383年, カルタゴ人(兵士たち)。XVI, 81, 3-339年, カルタゴの人たち。XIX, 106, 2-311年, カルタゴ人。XX, 10, 1-310年, 元老院。前3世紀に関しては、Polyb. I, 30, 1-256年, 2人の将軍, カルタゴ人。App. Iber. 4-238年, 特記なし。Polyb. II, 1, 9-228年, カルタゴ人。App. Iber. 6-228年, カルタゴ人。Diod. XXV, 15-221年, カルタゴ人。App. Lib. 24-203年, カルタゴ人。App. Lib. 93. Zon. 9, 26-147年, 元老院。この中で、Diod. XX, 10, 1 のように310年, 元老院が二人の将軍を指名しているケースをふまえ(Picard. Latomus. 115, 3), その後も元老院で指名、若しくは承認されたとすべきか(Gsell. op. cit. II. 229, 5. cf. 222, 9. もっとも彼は、239年以降すべての将軍が——1例を除き——民会で選ばれたとする。しかしその前段階の史料にカルタゴ人とあるのは、一体何を意味したのか、単なる一般的表現か、それともカルタゴ民衆=民会か。いずれにせよ元老院は具体的な仕事は提示する(Polyb. III, 8, 4)が、せいぜい批准するだけにすぎないというのである。註49参照)。Ehrenberg. Sufeten. RE. 649.

(46) 百人会については Iust. XIX, 2. Gsell. op. cit. II. 205-210. Szyner. Carthage. 580f. 貴族については Huss, W.: Der Senat von Karthago. Klio. LX/2. 1978. 327ff. 4世紀説は註3. 註13.

(47) 第一ポエニ戦争中の3人の将軍に関しては Gsell. op. cit. II. 424, 8. Picard. Daily Life. 98. 204f. (次の事例もいれて4例とする)をみよ。兵士によって死にいたらしめられた将軍の例もあり(Polyb. I, 24, 6-Hannibal), 必ずしも百人会とは関係ないにしても, 396年(Himilco. Diod. XIV. 76, 3-4), 308年(Bomilcar. Diod. XX, 44, 6), 203年(Hasdrubal. App. Lib. 24)等, 第一ポエニ戦争のとき以外にも、その例を見出す。一般論としては、Liv. XXII, 61, 15. Diod. XX. 10. 3. Heuß, Gestaltung. 115f.

尠くとも、元老院が戦争の問題に積極的に関与し (Polyb. III, 33, 4 etc), 兵士の召集, 將軍の報告を受けたとみられるし, そのような元老院の軍事に対する基本的性格は第二ポエニ戦争中も (たとい社会の民主化を認めようが!) 変化なかったといつてよいが, しかし, 前3世紀半ば以降, 將軍選出方法に決定的な変革がみられた。民会が將軍を選ぶことになったといふのである<sup>(49)</sup>。それは, 実は次のような流れに基づく。

僑兵の乱の際, つまり第一ポエニ戦争後, Hannibal の父の Hamilcar が兵士に推されて將軍に就任したことが, 決定的な転換を意味したのである。Polybios の伝えるところであるが, 複数の將軍でことがうまくゆかず, カルタゴの人 (元老院か民会か, 史料的に問題) が一人の人物を最高指揮官にする (將軍のランクづけ!) ことを決め, 最終決定を兵士に委ねたといふ<sup>(50)</sup>。この形式が, 一般民衆及びイベリアの人と密着した Hannibal の義兄 Hasdrubal, そして Hannibal にと継承されている。勿論その場合, 兵士及びカルタゴ人 (戦場にある市民?) が彼らを將軍に選んだにしても, カルタゴ本国 (元老院か民会かは問題) の承認は得ている<sup>(51)</sup>。

実は, この兵士〔及び民会〕の選ぶ將軍という形式は, 237年に国政運営の実権が, 元老院から

(48) 諸事例は詳しくは Gsell. op. cit. II. 221f. 簡単には Szyner. Carthage. 578f.

(49) Polyb. I, 82, 12 (239年, *πολιται*). Diod. XXV, 8 (238年, *δημος*). Liv. XXV, 40, 12 (212年, Hanno ~ ab senatu populoque). Gsell. op. cit. II. 222, 9. 229, 5. Szyner. Carthage. 582f. それにも拘らず, 具体的な作戦計画を示して元老院がそれを認める (批准) という風にとりたい。それは註 53の Hannibal の事例を考え, 元老院の機能 (Gsell. op. cit. II. 223) を思うからである。

(50) Polyb. I, 75, 1-2 は「カルタゴ人」とある。兵士に選択を委ねるとは Polyb. I, 82, 5. cf. I, 82, 12. 民会・兵士とするのは Picard. Latomus. 116ff. Life Carthage. 207f. その主旨は, Hamilcar は王 (Picard 説) Bomilcar の娘を娶っており, 彼に対抗する Hanno には元老院のバックがあった。王と元老院が対立したときは, ことは民会にはかられるという Aristoteles の規定が生かされ, 民会に將軍選出の問題はもち出された, という。cf. Diod. XXV, 8. Groag. op. cit. 23f. 24, 1. Warmington. op. cit. 203 (元老院が二人の中の一人を……とする)。背景は De Sanctis. op. cit. III. I. 380, 22. なお兵士の選ぶ將軍という形には, 先例がある (383年, Mago の子を。Diod. XV, 16, 2. にはカルタゴ人とあるが, 兵士たちか。Gsell. op. cit. II. 421, 5)。推戴と選出は史料的に見極め難いが, 兵士の場合は推戴か。

(51) Diod. XXV, 12. Groag. op. cit. 28. 兵士たちからも, [スペインの地の] カルタゴ人たちからも……全イベリアの人からも無制限の力をもった將軍に, という。

(52) Polyb. III, 13, 4. Liv. XXI, 3, 1. App. Hann. 3. Iber. 8. Nep. Hamil. 3, 3. Hann. 3, 1. Zon. 8, 21 は, 一致して, 軍隊があるいは兵士が彼を將軍に選んだ, あるいは軍事大権を彼に与えた, とする。cf. Polyb. II, 36, 3. Diod. XXV, 15 はカルタゴ人がと。

(53) Polyb. III, 13, 4 は *δημος* の承認と記す。App. Iber. 8 は元老院の承認, Hann. 3 はカルタゴの *δημος* (民衆・民会) の承認, Nep. Hann. 3, 1 はカルタゴに申告, 公的に承認, Zon. 8, 21 は本国の承認とある。ところで, Liv. XXI, 3, 1 は, 元老院の承認だけなのか, 民会のそれが追加されるのか, Livius 校訂者の筆は分かれる (Weissenborn-Müller 版 ~ 元老院と民会, Tusculum 版 ~ 元老院, Oxford 版 ~ カルタゴ民衆 (民会), Teubner 版 ~ 民衆 (民会), Loeb 版 ~ 元老院と民衆 (民会))。Groag. op. cit. 48, 1. Szyner. Carthage. 583. 本国の承認ということは, 尠くとも三代の例を考えると確實で, 元老院と民会の承認を得た, とみたい。Nicolet. Guerres puniques. 612f.

毎年民会で選ばれる最高官 *sufes* に移動した形と共に<sup>(54)</sup> 僭制上の変革、とりわけ民主化を意味する変革であった、と Picard によって主張されている(註32参照)。しかし、問題は、果してすべての将軍、あるいは大多数の将軍が、Hamilcar 以降、兵士に推戴・選出されて民会で承認されることになったのか、あるいはそれが制度として定着するようになったのか、というところにある。

しかし、上のように言い切れないことは明らかである。それは、次のような事例があるからである。

第二ポエニ戦争中も相変わらず、将軍は必ずしも一人とは限られなかったことが分る。<sup>(55)</sup> しかも Hannibal 一族以外の者が将軍に選ばれた場合、史料的な確証はないが、必ずしも「兵士による」とは考えられないケースが想定される。このようにみえてくると、兵士の推し選ぶ将軍というのも、決して制度的且つ全面的な変革とみることはできない。先例が一つある(註50参照)からだけでは、同格の将軍も別の形で選ばれて存在したという事実をふまえて、Hannibal 一族と兵士との関係の特殊性を意味した、いや容認した、つまり Hannibal 及びその一族の立場の独自性を示したものである、というべきであろう。この場合の兵士は、明らかにいわゆるカルタゴ市民以外の者を含めた広い層であったとみなすべきだからである。Hannibal 一族を将軍に推した兵士がカルタゴ市民のみというのは、①状況的にも傭兵という点(註39. 51. 70参照)から考えられないし、また②史料的にもそうみなす必要はない(1例として、Diod. XXV, 12. 註51参照)。尚民会云々に関して、第三ポエニ戦争に当り元老院が将軍を指名している事例を見出す(App. Lib. 93. Zon. 9, 26)とすれば、それをただ民会による選出という形が崩れたとみるべきか、民会の選ぶ形(史料的にも問題あり)は Hannibal 一族の場合の特殊例であったのか、問題は残る。

ところで「全面的な変革」とはいえないにしても、新しい型の制度の導入とみなすことはできないだろうか。もしもそのように捉えることが可能であるならば、やはりその限りで「民主化」の最も重要なあらわれとみることは許されよう。ただそれも先例があり、また後に別の形が再びみられるとすれば、決定的変革とみることはできない。問題は、市民以外の連中も将軍選出(正しくは推戴)の力をもてたということであり、一方で民衆及び民会の発言権の増大を、それも Barca 家との関連という点で差当り認めることになるのではなからうか。

(54) Hoffmann. op. cit. 19 は *sufes* については言及していない。*sufes* が民会で選ばれるということは、夙に Gsell. op. cit. II. 197, 7 (但し、彼は *sufes* = βασιλέες) にみられるが、Picard は一歩進めている。問題点は後述。

(55) ①第一ポエニ戦争末期にシシリーで活躍した Hanno と Hamilcar, ② Hannibal がイタリアで作戦展開中、スペインでは弟の Hasdrubal, Mago も将軍として。次の註56をみよ。

(56) 214年にスペインに送られた Gisco の息子 Hasdrubal は果して「兵士に選ばれた、将軍であったろうか(207~206年スペイン, 204~203年リビア)。この人物については、Hoffmann. *Hannibal*. 93ff. 141f は、特に212/11年以降 Hannibal (Barca 家) の対抗者として強調されるべきことを説く。しかし、Walbank. JRS. LIII. 1963. 250 は、それをオーバーとみる。

12頁に述べた第二の点、將軍の権限にかがわる問題については次のように考えたい。カルタゴの民衆=民会が Hamilcar に「全リビアの將軍職、の権限を与えたときの、その將軍職には北アフリカ全域の戦時の大権が含まれていたということである。これが実は後の Barca 家のスペイン支配にも生きてゆく。つまりスペインで大権を掌握できることになるのである。一見新しい型の將軍の出現というべきであるが、これまた原理的にも、また事実上も先例はあり得たといえよう。<sup>(57)</sup>

〔B〕以上 Hannibal と制度上の問題に関しては、変革も全く前代未聞のものではなく先例も指摘でき、部分的・一時的なものであるという点、制度上の決定的変革とはいえないことは確かである。成程、軍隊との関係において変化は明らかであるが、それを単純に民主的な変革と言い切るのではなく、二つほど重要なことを指摘したい。第一は、民主化とみても、党派の対立に根ざした民主化の展開という限定つきで認めるべきではないかということ、つまり民主主義的な理念より党派的なものが先行していたとすべきではないかということである。第二は、先に述べた Barca 家あるいは Hannibal と兵士——カルタゴ市民以上にひろがる存在——との結合の特殊性は、ローマ人の言う Heeresklientel 的なものとみなすべき類いの関係、その限りでの民主化というべきではないかということである。

まず第一に党派の対立であるが、ここでは兵士に推された將軍という事実を軸として、今一度、この党派の対立、カルタゴ本国と出先きとの対立の問題を考えてみたい。勿論、本国政府と將軍との対立、それはカルタゴ史を貫く一本の縦糸であるが、その將軍が「市民より広い範囲の兵士」に推戴された存在となることにより、Hannibal の場合、在来の対抗関係とは異なる性格のものが生まれることになったのではなからうか。

ところで、Fabius Pictor [—Polybios] が、カルタゴ本国と Barca 家との対立の中に戦争の原因をすえていることと、<sup>(59)</sup> 上記の点とがどのように噛み合うのであろうか。様々の含みをいれつつも、本国と Barca 家との対立を強調するのが Groag—Picard 説であるが、その Picard 説に至るまでに夙に Gsell 説もあり、必ずしも一筋縄ではゆかないものがある。<sup>(60)</sup> ただ本国と切り

(57) Polyb. I, 72, 3 から、行政権とはいえないにせよ民政にも及ぶ全権を含むことは推定可能。Bengtson. Aegyptus. 1952. 159f. Diod. XXV, 8 も。これを反 Barca 家系の史料であるとするのは Bung, P.: Q. Fabius Pictor, der erste römische Annalist. Diss. Köln. 1950. 23, 4 (Polyb. II, 1, 5—8 との差). cf. Groag. op. cit. 24.

(58) 原理的には Isocrat. Nic. 24. 現実にも Mago 家支配時代の兵士の動員力、つまり家の力の強さを想起する (Diod. XIII, 44, 5. 62, 6. 80, 1. Gsell. op. cit. II. 423, 5).

(59) Polyb. III, 8, 6. 7. 8. Groag. op. cit. 48f. 105, 1. 2. Fabius と Polybios の見解の差を衝くのは Bung. op. cit. 14ff.

(60) Groag. op. cit. 21f. 27, 3. 49, 3. 54. 104f. 105, 2. Picard. Daily Life. 205f. この点、Polybios と Diodoros, Appianos, Nepos などの記述に差があることは、Gsell. op. cit. II. 255f. の指摘するところ。Polybios も、Fabius に遡らない個所では、軍隊(將軍)・民衆・政府の協調を説くこともできたからである (Bung. ibid.). この問題は、Polyb. と Diod. App. Nep. の記述の差を検討し、Polybios の記

離されて戦った Hannibal という捉え方はいささか問題というべきであろう。たしかに戦いに突入した後、本国と連絡がついたのは、トラシメヌス湖畔の戦闘のあと南方に移動してアドリア海の港町 Hadria からであるが、<sup>(61)</sup>本国との断絶ということに関しては、①218年に下級指揮官として、ときの王（または *sufes*）Boamilcar (Bomilcar) の息子 Hanno がいたことから、戦いの当初においては本国との連絡は密であったこと（本国からの使者も）<sup>(62)</sup>が分るし、②戦争中も Hannibal の傍らに *σύνεδροι*（元老院議員とすべきどうかの問題はある）<sup>(63)</sup>がみられ、それが215年の Philippos との同盟条約に登場する軍事的性格の稀薄な Hannibal 側近、つまり本国からのお目付け役的な人物とも連らなる存在であることは、<sup>(64)</sup>ほぼ明らかであるため、反論は容易であろう。だがしかし、以上は、本国との断絶という捉え方に対する反論になるにしても、本国との対抗的な性格という点に対しての反論とはならない。対抗的云々に関しては、次のように考えるのが至当であると思う。

下層民を掌握してゆく Hamilcar (Diod. XXV, 8. この史料の問題点は註57参照) と貴族の代表者 Hanno の対抗的な関係は、すでに傭兵の乱のときからつくりあげられてきたものである<sup>(64)</sup>し、更に貴族 (*principes*) に相対し、カルタゴの市民大衆 (*plebes*) と密着していた Hasdrubal<sup>(65)</sup>の——Fabius の記すようにスペイン支配の当初からカルタゴの国制変革の意志を有していたか<sup>(66)</sup>どうかはともかく——Carthago Nova の建設、貨幣鑄造をはじめ、イベリア人の王の娘を娶り、現地人との結び付きを図った、あの一連の、ヘレニズム的な王朝建設の動き（カルタゴ王政はこ

述中 Fabius に遡るものを選び分けつつ、専論の展開が必要であろう。

(61) Polyb. III, 87, 4. Hoffmann. *Hannibal*. 66. 南伊の冬の陣での故国との連絡については、App. Hann. 16 によれば金品も兵力も送らず、とある。Klotz, A.: *Appians Darstellung des zweiten Punischen Krieges*. Paderborn. 1936. 39.

(62) Polyb. III, 42, 6. Groag. op. cit. 49, 1. Gsell. op. cit. II. 257, 3. βασιλεύς とあるが、王とするか Sufes とみるかは、王政存続の問題も絡む。使者は App. Iber. 10. Polyb. III, 15, 8 etc.

(63) Polyb. III, 20, 8. 34, 8. 71, 5. 85, 6. 同盟条約の I, IV に Mago, Myrcan, Barmocar (Bickerman. *AJPh*. 1952. 7 は軍事に責任ある高級指揮官とみる) 及び彼と共にいる πάντες γερούσιασται (元老院議員又は百人会議員) とある (Polyb. VII, 9). Groag. op. cit. 82ff. Walbank. *Commentary*. II. 1967. 42ff.

(64) Polyb. I, 82, 4. 87, 3—4. Gsell. op. cit. II. 242f. 252ff. Groag. op. cit. 17. 22f. 49, 1. Walbank. *Commentary*. I. 118. 124. 137. 148f. 151. この Hanno の家については、Gsell. op. cit. II. 253f. 高層になっても、反 Barca 家的立場を堅持したとは Groag. op. cit. 106, 2. Hanno については更に Liv. XXI, 10, 2f. Zon. 8, 22, 6=Dio. ed. Boiss. I. 198.

(65) Liv. XXI, 2, 4. App. Iber. 4. Warmington. op. cit. 206. Hannibal についても Polyb. III, 17, 7 (故国の民衆を戦利品で)。

(66) Polyb. III, 8, 2—4. 反論は、夙に De Sanctis. op. cit. III. 1. 398. Hannibal 改革の投影とみる。Picard. *Daily Life*. 207ff. は、自ら王たらんとした、とみている。Sznycer. *Carthage*. 567 は、王権云々はあり得ない、とする。



の頃存続していたのかという問題ともかかわる)<sup>(67)</sup>は、やはり本国との対抗的な動きであったといわざるをえない。しかし、上述のように、①本国とは切れていないこと、②将軍のあり様 = Barca 家の面々にスペイン支配の全権が委ねられていることを想起し、それに③ Barca 家特に Hannibal の神・宗教が全カルタゴ(軍)の宗教になってゆくことを重ね合わせると、スペインでの行動が究極的には本国で是認されていたことを背景にして、本国との関係を断つのではなく、関係を密にする、いや特に王朝建設の方向は、上記③の流れと共に兵士 = 市民以外の者にも推された存在の、本国をも包んでしまう支配権の樹立であったとすべきであろう<sup>(69)</sup>。勿論、制度の枠を崩さないという姿勢が根本にあることは明らかである。

このようにみえてくると、党派の対立といっても必ずしも Fabius Pictor [—Polybios] という特殊な発想に基づくもの、つまり Hamilcar, Hasdrubal, Hannibal の飽くなき物慾・権力慾を強調し、それと彼らの反本国的な姿勢 = 反貴族体制的な姿勢を結びつける独自の捉え方によるものとは云いきれず、やはり対立も一応根拠のあること、しかも対立は断絶ではなく、

(67) ①都市建設は王の最高の仕事である、とするのは Alföldi, A.: MH. XI, 3. 1954. 139ff. ②貨幣に関しては、Robinson, E. S. G.: Punic Coins of Spain and their Bearing on the Roman Republican Series. *Essays in Roman Coinage presented to Harold Mattingly*. Oxford. 1956. 34ff. が基本的文献であり、彼は南スペイン出土の貨幣をバルカ家のそれとし、Hamilcar, Hasdrubal, Hannibal が刻印されているとみるが、夫々が、月桂樹の冠、王の印をつけ、自分も同一視されたいと彼らの望んでいたメルカルト = ヘラクレスの象徴たる棍棒をもっている点、Picard は王朝的要素を指摘している。簡単には Picard, G. C.: *Hannibal*. Paris. 1967. 104ff. つまり神龍帝の君臨するヘレニズム的な軍事独裁君主政の樹立である (Picard. *Life Carthage*. 209ff.)。しかし、古銭学の研究にしろしても、王朝的要素を認める見解に対する反論は厳しい。Navascués, Villaronga というスペインの最新の研究では Picard 説は斥けられ、ただ神を示すのみとされているようである (未見。Szyner. *Carthage*. 567 による)。Marchetti, P.: *Histoire économique et monétaire de la deuxième guerre punique*. Bruxelles. 1978. 369f. ③土着民及び都市との連繫の仕方は、簡単には、Nony, D.: *La Péninsule Ibérique. Rome et la Conquête du monde méditerranéen*. Nouv. Cléo. 8bis. 1978. 661f. Nony は“いわゆるヘレニズム型の新しい国家の基礎を築いた、”とする。ただそこにカルタゴ人の意向が強く働いていたのか、あるいはあくまでも Barca 家の主導権によるのかは仲々きわめ難い。将軍のいかなる行動にせよ、原則として本国カルタゴの承認があるからである。

(68) Carcopino, J.: *Grandeur et Faiblesses d'Hannibal. Profils de Conquérants*. Paris. 1961. 120ff. 127ff. Picard, G. Ch.: *Carthage au temps d'Hannibal. Studi Annibalicì*. Cortona. 1964. 9ff. 特に 33ff. Picard. *Daily Life*. 209. 但し近年の古銭学の成果は、この見解を完全に覆すものであるかもしれない (註67参照。Szyner. *Carthage*. 566f.)。

(69) 註67に挙げた古銭学の成果をふまえて、Barca 家の王朝志向性に疑念を表明し、更に Polyb. III, 8 (註66参照)において、Hasdrubal がカルタゴの国制を變革して王政を樹立しようとしたかのように、その責を Hasdrubal にかぶせているのを、反カルタゴ的な Pictor に遁るもので、それを Polybios が容れたにすぎないとして、この面からも王朝志向性に否定的立場をとるのが Szyner. *Carthage*. 567. この点は、Nicolet. *Guerres puniques*. 611ff. も基本的には同じである。いずれも Warmington, op. cit. 205. Picard, 就中 Picard 説に対する批判である。

Barca 家がむしろカルタゴを吸収するという性格のものであった、という留保をつけた上で根拠のあることとみなしたい。そういった限りで、つまり Hasdrubal に具体的な改革的な意志があったかどうかを考えなくとも、その底に王朝志向的な要素を汲みとれば、——たといそれがカルタゴ的な国制の枠から逸脱するものでなくとも——後の Hannibal 改革の前提となるべきものが、単に民主主義的云々で割り切れないものとして、ここにも蔵されていたとみることができよう。

〔C〕次に検討すべき点は、Hannibal と兵士の結び付きの特殊さ、つまり制度的なものでは捉え切れない問題である。

たしかに、カルタゴ世界に伝統的な本国対將軍との対立といっても、將軍の権力基盤が傭兵であったため、<sup>(70)</sup>將軍の動きにも限界があり、<sup>(71)</sup>勿論兵士をバックに反乱を起した將軍の事例もあるが、仲々貴族政体制を倒して完全なる民主政への移行を実現できなかった。また將軍を同時に何人も任命するという形によって、<sup>(72)</sup>將軍の力を分散、<sup>(73)</sup>否相拮抗させて、その個々人の力を抑えてきたのである。そればかりでない。將軍に対する国家の姿勢の厳しさも知っている（註47参照）。

ところが、Barca 家の軍隊、とりわけ Hannibal の軍隊は、なるほど傭兵であり、更に加えて混成部隊であったことは明らかであるが、その性格はいささか異なったものになっていたのではあるまいか。

まず基本的には兵士＝傭兵であるとする、カルタゴの人以外の人的要素が大であったことはたしかであろう。Barca 家一族、特に Hannibal を將軍に推戴した「軍隊＝兵士」は、傭兵であるという現実からも、また史料そのものからも明らかにカルタゴ市民以外の者を含んでいたわけで、そういった人達が彼を推した事実と、一方 Hannibal がよくそれらを統御し得たこと、つまり両者に緊密な結び付きの存したことを指摘したい。<sup>(73)</sup>また、量的には市民からの兵士はようやく205年前後スキピオに対する軍勢の中にその姿を多く見出すのであるが、それよりはむしろ、<sup>(74)</sup>Philippos との同盟条約の文章を基礎に Bickerman が、Hannibal の軍隊の民主的な性格を指摘しているのを想起したい。それは、將軍 Hannibal と一般兵士とりわけカルタゴ市民からの兵士との結

(70) 傭兵という表現は誤解を招き易い。ローマの市民軍団に相対するものという点をふまえた捉え方でもある。①リペロ＝フェニキア人、②同盟者、③狭義の傭兵の三要素から成るが、カルタゴ市民もときには兵士として召集されていることを想起したい。更に普通にいわれるカルタゴの軍隊と Hannibal 軍は同列には論じられない。Nicolet. *Guerres puniques*. 600f. 軍隊の構成は Gsell. *op. cit.* II. 352ff.

(71) *Iust.* XVIII, 7～ Malchus. Gsell. *op. cit.* II. 185ff. 民会が暴力行為を是認。

(72) 簡単には Warmington. *op. cit.* 146.

(73) 註49. 50. 52. 53. 多国籍の兵士を率いる將軍としての資質・才幹は Polyb. XI, 19. Kahrstedt. *op. cit.* III. 574f. Waibank. *Commentary*. II. 294f. cf. Liv. XXVIII, 12.

(74) 205年～Liv. XXIX, 4, 2. App. Lib. 9. 204年～Liv. XXIX, 29, 1. 34, 1. 4. 17. App. Lib. 14. 203年～Liv. XXX, 6, 8. 7, 8. Gsell. *op. cit.* II. 348, 7, 8.

び付きの強さを如実に示したものだからでもある。<sup>(75)</sup>つまり市民以外の広い層から推されることと、市民からの兵士との結びつきも鞏固であること、この二つが Hannibal において一つになっていたのである。

Hamilcar, Hasdrubal, Hannibal と三代続いて兵士に推された將軍であったことから生まれた兵士との密接な関係は、更に Hannibal の戦利品処理、貨幣鑄造など様々なケースからうかがえるが、<sup>(76)</sup>特に敗戦後の Hannibal の兵士取扱いははっきりとあらわれる。一体、Hannibal がイタリアの戦場からどれだけの兵士を故国カルタゴに連れ戻したかは、仲々捉えにくい<sup>(77)</sup>が、それが敗戦後の彼を支える力となったことは、敗戦後も彼が將軍職についていること(この問題は後述)から推定できよう。

更にまた、兵士を植民してオリブ園で働かせた、といわれる場合、それもまたイタリアからの兵士が主体をなしていたとみるべきであろう。もっとも、このオリブ園で働かせたという史料であるが、Aurelius Victor は帝政末期のもので、史的信憑性にも乏しく、この記事にはオリブ畑の広がっていたローマ帝政期の属州アフリカの姿が投影している。<sup>(78)</sup>しかし、カルタゴ農業の一般的な型を考え、Hannibal の所領 = 農場のあったであろうと推定される地域を考え合せれば、これら兵士は、やはり Hannibal の大所領で働かされた<sup>(79)</sup>とみるべきであろう。

ただ、この記事を Marius の時代と読みかえる論者もいるようであるが、その必要はなく、Hannibal とみても、Gsell, Carcopino のように Zama の決戦前とするよりは、①閑暇云々と

(75) Bickerman. AJPh. 1952. 7.

(76) たとえば兵士のためと戦争遂行のため双方に目くばりしつつ——勿論本国の民衆をも考えて——、というのは、その一例として Polyb. III, 17, 10f. Liv. XXI, 15, 1f. 物質的配慮に留まらず兵士の健康その他に留意している例は Liv. XXI, 11, 3. Polyb. III, 87, 112. 詳しくは Carcopino. op. cit. 137. 159. 196.

(77) Kahrstedt, De Sanctis, Schur などの諸説は、Groag. op. cit. 100, 3. Lazenby. J. F.: *Hannibal's War*. Warminster. 1978. 215 は 1, 2 万とする。

(78) Vict. Caes. 37, 2, 3. …Probum…prope Hannibalem alterum. Namque, ut ille oleis Africae pleraque per legiones, quarum otium rei publicae atque ductoribus suspectum rebatur, …vinetis replevit, …「プロブス…第二のハンニバルともいうべき人物。つまり軍団兵の休息のときを国家と將軍に有害なもののみたハンニバルが、アフリカの大部分の土地を軍団兵によるオリブ園経営にあてたように(プロブスは……の地をブドウ畑で蔽った)」Dufraigne, P.: *Aurelius Victor*. Budé éd. 1975. 176. Gsell. op. cit. IV. 27f. Lassère, J. M.: *VBIQUE POPVLVS*. Paris. 1977. 301. Decret. op. cit. 89. 問題点は二つ。① Aurelius Victor はアフリカ出身 (Dufraigne. op. cit. IX)。②帝政期のアフリカ農業の型が叙述の基礎にあること。

(79) 一般論としては、穀物畑が原住民の手に、果樹園がカルタゴ市民の所有に帰っていたことを想起するが、Hannibal の所領は Hadrumetum 付近にあったと推定される。Nep. Hann. 6, 4. しかも彼の所有するのが大所領であったとの推定は195年自分の装備させた船舶を有したことから可能。Liv. XXXIII, 48, 2. cf. Iust. XXXI, 2.

いう語、②第一ポエニ戦争後の傭兵の反乱の教訓をふまえると、敗戦後のこととする方がよかる<sup>(80)</sup>う。

本来が、土質的には穀物に最適であった地方が、すくなくとも Caesar の頃にはすこぶる大量のオリーブ油を産出する地帯となり、その形がずっと後まで続くのは、カエサル以前に、つまりこの頃に一つの転機があったからと考えねばなるまい。<sup>(81)</sup>

尚、この兵士が直接にいわゆる国制改革を支えるものになっていたのであろうとの推定は、彼らが市民であるかどうかは確定できないし、ここでは差し控えたい。しかしそれにも拘らず、上のようにみえてくると、Barca 家と兵士との関係は、ローマ史にいう軍事的クリエンテリス的なものと言ってよい側面があるのではなからうか。従って、上の諸事例自体を、民主化のあらわれとみるかみないかはともかくとして、彼のリードのもと、民主化の方向は他ならぬ軍隊の中にもあった、いやそれ以上に民主化というのは、Hannibal の兵士が私兵としての性格を強く打ち出すように展開してゆくものであったということができよう。ただ、Hannibal の政治活動を直接支えるものとしての彼の兵士という点は、これまでの史料からはまだ引き出せない。

## II

次に、改革の素地として、Hannibal 自身の中に芽生えつつあるもの、とりわけ第二ポエニ戦争中の Hannibal の民主的な姿勢と目されるイタリア政策を検討してみたい。

一言でいえば、イタリアの同盟市をローマの支配から解放するという彼の主張・政策「イタリア人の自由」には、その底に、彼の民主主義的な姿勢、すなわちイタリアの諸都市の民主的な要素を支柱とする姿勢があったと、古く Kahrstedt や Groag、最近では Picard, Brisson などに<sup>(82)</sup>よって指摘されているが、その当否如何ということである。<sup>(83)</sup>

実は、この「イタリア人の自由」つまりローマの支配からの解放ということが、プロパガンダとして掲げられたこと、そのことに対しては基本的には反論の必要あるまい。古銭学の成果が、

(80) Marius 云々は Dufraigne. op. cit. 176 (Schwarz 論文は未見). Gsell. op. cit. IV. 28. Carcopino. op. cit. 137. cf. Gsell. op. cit. III. 244. 254f.

(81) 土質重く、ロバを使ったこと (Phin. n. h. XVII, 41. Apul. Apol. 23, 6), 穀物生産で知られたことは、Hannibal がこの地で穀物を供給されたり、備蓄していることから明らか (App. Lib. 33. 56)。Picard. *Hannibal*. 214f. と Lassère. op. cit. 300f. は、雨量をふまえた生産性の見地からの Hannibal の卓見とみる。カエサル時代については、b. Afr. 50, 1 (多分この地方、Uzitta 付近の光景を指す). 97, 3. Plut. Caes. 55. 帝政期から中世、現代までの状況 (特に forêt de Sfax と唱われる地方) については言及する必要があるまい。Gsell. op. cit. IV. 28f. Byzacium 地方の、特にオリーブ栽培の発展は Mensching, H.: *Tunesien*. Darmstadt. 3 Aufl. 1979. 49f. 52f. 161.

(82) Picard. *Hannibal*. 214f. は、"comme clientèle électorale," という。事実面での類似性は指摘できるが、理念面に関してはそういった点は仲々浮びあがってこない。

(83) 緒戦におけるプロパガンダとして Polyb. III, 77, 3—7. 85. cf. VIII, 33, 2. Groag. op. cit. 79ff. 91ff. Picard. *Hannibal*. 134ff. Brisson, J. P.: *Carthage ou Rome?* Paris. 1973. 199ff. cf. 212.

充分にそれを裏づけるからである。<sup>(84)</sup>問題は、その底にある民主的姿勢にかかわってくる、といえよう。この民主的姿勢と目される Hannibal の対イタリア策については、Livius の原史料の問題と Livius の傾向性を念頭において考え直すべきである、という主張も、これまでに幾たびか<sup>(85)</sup>みられた。つまり、それは、イタリアの諸都市の有力者 = Principes 達が、親ローマの姿勢を示し、各都市の一般市民大衆が親 Hannibal 的な態度をとった、という Livius の一般的な叙述(それが一体「年代記作家」の記述のどのような点と関連するかも問題)が、個々の都市に関してどこまで信憑性の批判に堪えるか、という問題に関連するといえよう。たしかに、個々の都市の、<sup>(86)</sup>単なる貴族対一般民衆という形で割り切れない諸階層の動きを整理し尽した上でしか、積極的には——しかも個別的に——なんとも言いようはない。

事実、ケース・バイ・ケースというべき面のあることはたしかであろう。たとえば最も有名な Capua に関しては、216年、貴族も一般市民もある段階では共同の動きを示している。<sup>(87)</sup>しかし、それでもローマ貴族とイタリア諸都市の主導権を握っていた貴族との結び付きの強さ、そしてそれが民衆の力に対抗するものであったことは、Hannibal を絡ませなくとも基本的にはまず言えることではなからうか。<sup>(88)</sup>

そこで、問題は、どの都市、あるいはどの階層が Hannibal に組したかというところにあるの

(84) Marchetti. op. cit. 432ff. 440. 465. cf. Robinson, E. S. G.: Carthaginian and other south Italian Coinages of the Second Punic War. Num. Chr. Ser. 7. IV. 1964. 38.

(85) 文献は v. Ungern-Sternberg, J.: *Capua im zweiten punischen Krieg*. München. 1975. 63. 1. cf. Christ, K.: *Hannibal*. Darmstadt. 1974. 32.

(86) ①一般論として元老院と民衆の対立が、ローマにつくか Hannibal につくかになるとは Liv. XXIV, 2, 8 (元老院→ローマ, 民衆→カルタゴ). ② principes と一般市民が敵しい対抗関係にあった Nola の場合は Liv. XXIII, 14ff. その際、特に一般市民の動きは Liv. XXIII, 14, 7. Ungern-Sternberg. op. cit. 75ff. はローマ初期のバトリキ・プレブスの対立の投影とする。但し Van Son, D. W. L.: *The Disturbances in Etruria during the Second Punic War*. Mnem. XVI. 1963. 269f. は、Etruria の貴族が第二ポエニ戦争以前にローマの力と結びついて民衆と対抗していたとし、貴族をリーダーとする 208 年の Arretium の反ローマ的動きの特殊性を説明するが、イタリア全土に互り、Livius をふまえて旧説をとる。以下に述べる如く Harris, W. V.: *Rome in Etruria and Umbria*. Oxford. 1971. 131ff. や Ungern-Sternberg. op. cit. 70 は批判的。元老院とは Livius の記述によるにすぎない。

(87) Liv. XXIII, 6--7. Ungern-Sternberg. op. cit. 60ff. 74ff. 勿論 Capua の特殊性、①ローマとの対抗的な性格、従って貴族の独自性、②貴族にとっても Hannibal 側に移るのが割りの悪いことではなかったことを想起したい。cf. Heurgon, J.: *Recherches sur l'Histoire, la Religion et la Civilisation de Capoue préromaine*. Paris. 2ed. 1970. 198f. 243ff.~ カプアの支配者層の特殊性。

(88) 古くは Gelzer, M.: *Die römische Gesellschaft zur Zeit Ciceros*. 1919 [Kl. Schr. I. 172f.]. Bernardi, A.: *Roma e Capua nella seconda metà del quarto Sec. av. J-C*. II. Ath. XXI. 1943. 26. Toynbee, A.: *Hannibal's Legacy*. Oxford. I. 1965. 266. 294f. Salmon, E. T.: *Samnium and the Samnites*. Cambridge. 1967. 83f. 293. 296. Harris. op. cit. 114f. 129ff. Ungern-Sternberg. op. cit. 65ff.

ではなく、各都市内部の対立、それがあつたとすれば、どのように働いたのかということと、それを Hannibal がどのように見抜き、対処したか、というところにある。その上ではじめて、「民主的」という問題に立入ることができよう。

これまでの研究は、エトルリア地方、つまりローマ貴族とその地の貴族の結び付きが強く、それが各都市をひっぱってきた地方と、南イタリアについて進められている。エトルリアに関しては、現在のところ、必ずしも Hannibal が、この地方の貴族対民衆の対抗関係を利用して民衆の立場に好意的であつたことは実証されていない<sup>(89)</sup> (対抗関係は見抜き得たであろうが)。南伊の場合、① Capua の動き、とりわけ内的対立は仲々錯綜していて、元老院対民衆の図式では割り切れないが、② Nola については、Livius によれば元老院と有力者が親ローマ的、普通の人たち (plebs) は例によって (ut solet) 革新 (res novae) を希求し、親 Hannibal 的であつた、という。その理由として、土地の荒廃及び占領による辛苦を心配したからである、としている<sup>(91)</sup>。Nola は、元老院と民衆が帰趨をめぐり対立したことの明かな唯一例である、との見解もあるが、その底にあるものに対してどのような批判的な解釈があつても、対立の事実はたしかであろう。③ Croto(n) と Locri Epizephyrrii も、この対立の図式の成立する町とみられるが、なによりも、新発見の Locri 碑文から、この町でもある段階の民主的な性格は指摘できる、とみてよからう<sup>(93)</sup>。④ Tarentum についても、党派の対立はみられるが、Brisson の言うように「民主派 = Hannibal 側」とは言い切れない<sup>(94)</sup>。

このように各都市をみてくると、貴族と民衆の対立を認めても、民衆が親ローマ的で、貴族が反ローマ的であつた例もみられるし (Locri, Arpi)、むしろ民衆は決定権をもたなかつた例 (Capua, Tarentum) の方が多い<sup>(95)</sup>。従つて、イタリアの同盟市の貴族あるいは民衆が、夫々親ローマ的あるいは親カルタゴ的であつたという一般的な記事も、事実関係を追つてゆく限りは、個

(89) 簡単には Harris. op. cit. 131ff. 140f.

(90) 問題点は Ungern-Sternberg. op. cit. 24—62. 43. 注87参照。

(91) 註86参照。Liv. XXIII, 14—17. 特に 14, 7. cf. Plut. Marc. 10, 1. Brisson. op. cit. 206f.

(92) Ungern-Sternberg. op. cit. 65.

(93) Croto(n)~Liv. XXIV, 2—3, 15 (Harris. op. cit. 142). Locri~Liv. XXIV, 1 (8) (XXIII, 30, 8. Badian, E.: *Foreign Clientelae*. Oxford. 1958. 148, 1. 民衆が親ローマ、貴族は反ローマ。というより無関心。Ungern-Sternberg. op. cit. 71, 33). 新発見の碑文 (De Franciscis, A.: *Stato e societa' in Locri Epizefiri*. Napoli. 1972. 105ff. 133ff.) から、多くの人が役人になれたことが分る。この解釈に対しては、当該碑文の時代の点で問題ありとするのが Ungern-Sternberg. op. cit. 73, 46. 当碑文の研究は、現在尚進行中といえよう。Musti, D. (編): *Le Tavole di Locri*. Roma. 1979 は1977年に行われた Colloquium の報告であり、Musti 論文、討論中の Lepore の発言は重要 (246f.)。

(94) Liv. XXIV, 13, 3. Polyb. VIII, 24. Brisson. op. cit. 229f. Ungern-Sternberg. 66ff. 特に 67, 17.

(95) 註87. 93. 94 更に Liv. XXIV, 47, 6 (Arpi). Badian. op. cit. 148. 1. Ungern-Sternberg. op. cit. 66, 13. 68f. 71, 33. 特に 74.

個の都市の貴族あるいは一般民衆の方の動きとしても仲々そのように言い切れない点があり、特に Livius の記述は、史料としてはそのままでは使えず、むしろ Livius がイタリア貴族のあり様を創りあげた面の濃いことは確かであり、一方、それに対抗するカルタゴ～Hannibal 側のあり方を「民主的」なものと結びつける形で貶める具合に創作して図式化した面もあったとみてよ(96)かろう。

もともと、貴族層同士の対立、あるいは都市構成員の出身による対立なども絡みながら、強弱・揺れはともかく、貴族と一般市民の対抗関係の存在したことも否定できない基本的な事実である。各都市の向背の主導権が貴族の手にあったとはいえ、尠くとも民衆が都市を動かした場合もある、そういったメカニズムは Hannibal も見抜きえたのではなかろうか。その限りでは、貴族層の対立と並んで、ときには歴史を動かす一般民衆のある種の力を捉えることができたのではあるまいか。対抗関係というメカニズムの認識とでも言うべきであろう。

実は文献史料は殆どすべて、諸都市側の動きを追うのに専らで、厳密には Hannibal 側の、あるいは Hannibal の姿勢・狙いに直接言及しているのではないことに気がつく。従って、今メカニズムの認識と記したのも、先に挙げた古銭学の成果を想起するからであるが、そこでは彼の狙いも読みとることができるのである。それは、戦争中のイタリアにおけるカルタゴ貨幣、否 Hannibal 貨幣の問題である。しかし民主化の促進、民主的な姿勢とまでは云いきれず、ローマとの同盟からできるだけ多くのイタリアの諸共同体を切り離すという狙いに他ならない。(98)

とすれば Groag のように Hannibal の戦争中の姿勢が「反資本主義的」であったという風に直線的に捉えたり、あるいはイタリアの都市内部に民主政を創り出そうとする政治的意図 (Picard, Brisson) あり、と言いきるには、やはり問題があるといわざるをえず、その限りでは、後の Hannibal のいわゆる民主主義的な国制改革にそのまま直結するとみるのは、魅力的とはいえ、いささか無理があるように思ふ。(99)

(96) Badian. op. cit. 147. Nicolet. Guerres puniques. 617. cf. Harris. op. cit. 143.

(97) Ungern-Sternberg. op. cit. 76 はラテン系・ギリシア系という民族差も考慮すべきである、とする (cf. Groag. op. cit. 93, 3. Harris. op. cit. 143) が、一都市の成員の差 (移住民その他) も当該都市の向背を左右するものとして無視できない。拙稿『フレグラーエの叛乱考』史学雑誌 72, 11. 12. 1963 では別の問題に関して、この点に言及した。

(98) 註84参照。一方逆に「ローマとその同盟者が、Hannibal に対抗するための象徴」として、aureus 貨が 217年ローマではじめて鑄造されたという説には、夙に209年という修正説があるが (Heurgon. op. cit. 227ff.), 筆者にはこの問題は十分に検討できていない。ただ様々な見解の対立をふまえつつも尚、同一の象徴を刻した貨幣が南伊各地で鑄造されたと想定される——また出土——ことは、ローマの主導下に (Capua もローマ貨幣システムの下にあったとは Heurgon. op. cit. 231), それが、一つの狙いを籠めてつくられたとみる事ができる。簡単には Sutherland, C. H. V.: *Roman Coins*. London. 1974. 47ff.

(99) Groag. op. cit. 112. I. Brisson. op. cit. 149ff. 212. cf. Nicolet. Guerres puniques. 617. もっとも Nicolet は Nouvelle Clio 8. 1977 (2ed. 79). 282f. ではイタリアの民主的要素云々には批判的。

次に, Hannibal の生き方を支えるものとして, 彼のヘレニズム的な教養を付け加えねばならない。第一に, ギリシア語の素養を有したこと,<sup>(100)</sup> 第二に, 側近にシシリーの人 Silenos 及びスバルタの人 Sosylos を擁したこと,<sup>(101)</sup> 第三に, Carthago Nova で鑄造された貨幣に刻まれた肖像のヘレニズム君主的な相貌(本小稿註67. 現在は批判あり)等々には, 明らかにヘレニズム的な君主, 将軍の特色が現われている。故国カルタゴから離れていた Hannibal を支えるのはカルタゴの伝統的なものというよりは, ギリシア・ローマ的な考え方・生き方に近いものになっていたというべきであろう。勿論, この段階におけるカルタゴの伝統という場合, 既にギリシア化, ローマ化がある程度みられることをふまえた上でのことである。

以上を要約すると, 軍隊の性格の民主化と表裏一体をなすこととして, Hannibal のイタリアでの姿勢は, 基本的には「民主的」なものに対する理解のある姿勢といえるし, 一步退いても, あるいはかなりの限定を加えても, 民主的なものの働きのメカニズムについてのある程度の認識があったということではできよう。

### III

次には, カルタゴ社会自体の民主化が問題となる。そのためにカルタゴの民衆の動きを追ってみよう。

たとい戦争中に民衆の主体的な行動はなかったとしても, 敗戦前後のカルタゴ民衆の強力な動きは認めることができよう。尠くとも Scipio との交渉に対する民衆の憤りが暴動となったこと, 特に Gisco の息子 Hasdrubal (註56参照) に対する動きは, ある段階では民衆暴動の様相を呈したことは明らかである。<sup>(102)</sup> ところで, 以上をそのまま民主化の表れのひとつとみることは可能であろうか。あるいは民主化への引き金になりうるものを秘めていた, といえるか。

(100) Cic. de orat. II, 75 は, 特によくギリシア語を喋ることができたとはいえないと記すが, うまく書き上手に喋ることも可能であったとみたい (Lenschau, RE. Hannibal.) ギリシア文化の教養は Dio. Cass. XIII, 54, 3. 通訳らしい者は登場しない。ラテン語に関しては Zon. 8, 24, 8 (Dio. p. 207 Boiss.). 彼が Alexandros と Pyrrhos を尊敬していたというエピソードは, 信憑性に問題があるが, 有名 (Liv. XXXV, 14, 5—12. Plut. Flam. 21. App. Syr. 10. Holleaux, M.: L'Entretien de Scipion l'Africain et d'Hannibal. Hermes. XLVIII. 1913. 75ff. [Ét. d'épigr. et d'Hist. Gr. V. 184ff.]).

(101) Nep. Han. 13, 3. Silenos は FGH. 175. Sosylos は FGH. 176. 特に後者は Hannibal のギリシア語の教師。cf. Meister, K.: Annibale in Sileno. Maia. 23. 1971. 3—9.

(102) Liv. XXX, 24, 10f. 25, 3. 37, 7. Polyb. XV, 1, 5ff. App. Lib. 34. 35. 37. 38. 55. Diod. 27. fr. 11. 12. 民衆・群衆にあたる表現は δῆμος, ὄχλοι, δημοκούντες (Diod.), δῆμος, πλῆθος, ὄχλος, τὸ ἀγοραῖον πλῆθος (App.). populus, multitudo (Liv.). Scipio との協約をめぐる元老院及び将軍に対する民衆・暴徒という形。

(103) App. Lib. 30, 5—10 (民会? によって有罪判決, とみるのは Picard. Latomus. 121). 38 (追放され, Hanno に罵られ, 民衆に追いかけて…)。Zon. 9, 13 (カルタゴ人が死刑判決…自決), 因みに Hasdrubal については Liv. XXIX, 28, 7. 暴動とは女子供が騒ぎ, 叫び, 大きな役割を果すものというのには Polyb. XV, 30, 9. 10. Groag. op. cit. 112f.



民衆暴動についての史料は、Polybios, Livius, Appianus, Dio Cass [Zonaras] であり、Livius, Appianus が最も詳しいが、史料そのものについての問題は特にな<sup>(104)</sup>いようである。

騒擾の基礎に情報不足があったとすべき点は、論者の主張の通りであるが、必ずしも政治的に積極的なものを志向するまでには至っていない。新しい制度、体制を求めるものでもなかった。問題は、それにも拘らず、どれだけ新しい形での対応が求められたかであろう。

実は、暴動自体よりも、カルタゴ社会の民主化のあらわれは次のところに認めることができる。第二ポエニ戦争末期には、明らかに民衆、民会のウェートの大きくなっていたことは、Scipio の使者がまずカルタゴ元老院に、次いでカルタゴ民会に赴いていることからもうかがうことができる。これは410年から397/6年にかけての事態の展開——民衆の発言の増大、397年のリビア人の反乱をふまえて Mago の登場——とまさに似た流れであった。<sup>(105)</sup>勿論、その底にある民衆 = 民会の形式上の至上権——特に国家的祭儀の主体としてのカルタゴ民衆——を想起するからでもあるが、<sup>(106)</sup>少くとも、①貴族の主導権という在来の国制上の原則及び現実を考え、しかも②第二ポエニ戦争勃発時の働きと比較した上でのことである。<sup>(107)</sup>

このような点を背景にすえて考えてみると、上に述べたカルタゴの一般民衆の戦争末期の動きは、様々な留保条件をつけながらも、つまり民衆が政治上主体的・決定的な動きを示したわけではないにしても、ローマの使節の行動に影響を与えるなどカルタゴの国家的な動向を左右し得る働きを示したことは、<sup>(108)</sup>ほぼ明らかである。民衆は必ずしも親 Hannibal 的な立場を堅持したとは言いきれないにしても、民衆の動きに対応し、<sup>(109)</sup>民会統御の可能な存在として浮び上ってくる人物、<sup>(110)</sup>

(104) Klotz, A.: *Appians Darstellung des zweiten punischen Krieges*. Paderborn. 1936 にも特記はない。

(105) Groag. op. cit. 112.

(106) Polyb. XV, 1, 5, 2, 4. 問題点は Walbank. Commentary. II, 443. Groag. op. cit. 113, 1. 尚註 103の Hasdrubal の場合も民会での有罪判決が一つの段階として想定される (App. 30, 5—10. Zon. 9, 13. Picard. Latomus. 121, 3).

(107) 410年にはメッセージは元老院だけで (Diod. XIII, 43, 4), 397年には元老院、次いで民会で議まれた (Diod. XIV, 47, 2). Lüdemann. op. cit. 79f.

(108) Heuß, Gestaltung. 108, 2. CIS. I. 269f. 290f.

(109) たとえば sufes 職が特定の家の人たちによって占められていたことや、和戦の決定権が元老院にあったことなどを想起する。Polyb. I, 31, 8. III, 33, 4. XIV, 6, 11 etc. Gsell. op. cit. II. 221ff. Szyner. Carthage. 561ff. 578ff.

(110) 第二ポエニ戦争勃発時のローマの使節とカルタゴ本国の諸機関の関係は分らないが、史料には民会はあらわれない。開戦決定は Polyb. III, 33, 4. Groag. op. cit. 65. Gsell. op. cit. II. 221, 5.

(111) 一例として Liv. XXX, 25, 3. App. 34. 註102参照。

(112) App. Lib. 55. 民衆は、Hannibal もローマと共謀しているとみなした。そして事実、暴動により、Massinissa の許のみか、ローマに逃げようとする貴族もいたということは、このことに対応するものとして、カルタゴの政府として何が求められていたかを示すものといえよう。

(113) 民会と一般民衆とが別の動きを示すケースも、民会構成員が暴徒に化した例もある (App. Lib. 38). App. Lib. 55 (ἐκκλησία). Liv. XXX, 37, 7 の contio を単なる民衆の集まりとみるべきか、それは問題であろう。しかし暴徒云々といっても民会と様々の形で関連することは確かである。

いやその可能性が政府側からも民衆側からも求められた人物としての Hannibal ということを、一応ここで仮説として示すことができよう。それは、一方で今までの Hannibal の生き方を考え、今一方に民衆の現実感覚をすえると、当然出てくる帰結である。

#### IV

以上は、Hannibal に関して、史料の上でも整合的に、また論理的にも無理なく言えることであるが、制度上の民主化についての Picard 説、つまり237年に eponym な sufes の生まれたことを唱える彼の説(註32, 54参照)の問題点を指摘しなければならない。

Picard の主張は、まことに巧妙な論理の展開に支えられたものであるが、なによりも eponym な職としての sufes の生まれるのが237年でなければならない必然性がない。

ここで、カルタゴ及びカルタゴ以外のフェニキア人の都市の制度、とりわけ sufes 制を検討してみたい。というのは、カルタゴの制度には分らない点が多いこと、一方フェニキア人の都市の制度・機構には、とくに sufes に関しては共通性があり、それが制度面でのカルタゴの史料の欠落を補うからである。

まず第一に、sufes はこのときまで存在しなかったかどうか。これは Picard も明らかに存在したことを認めているし、当然であろう(註13参照)。

次に eponym な職としての、複数制の sufes が古くから存在したのではないかと、いうことがある。これは、カルタゴ以外のセム系の諸都市とりわけフェニキア人のそれにも、古くから、世襲でなく、しかも単なる司法官に留まらない広い権限をもった存在として指摘できる(ŠPT = sho(u)phetim) <sup>(114)</sup> ことは明らかである。また、カルタゴに関しても、その確定は困難であるが、筆者は、CIS. I. 5632 についての Krahmalkov の研究をふまえて、夙に eponym な職としての sufes が存在したとみなしたい。<sup>(115)</sup>

(114) Sznycer. Carthage. 570ff. が明らかにするように、①セム語のテキストにあらわれる ŠPT はただ“裁く”だけの意ではなく、“命令する、支配する、力を揮う”の意があり、従って shophet, shophetim とは、単なる裁判官にとどまらない統治者の意を有すること、②しかもその権限は世襲ではない(その点セム語系の世襲の王をあらわす MLK とは異なる)こと、③だがそれ(ŠPT)をギリシア語で記す場合、βασιλεύς とせざるをえなかった。尠くとも5世紀からのカルタゴの王は“真の王”でなく sufes に他ならない。以上は表現形式上に絡む問題。④前3世紀の Tyros 碑文から sufes の家が幾世代も遡ることが分る。つまり400年頃 sufes 制があったとみられる。⑤カルタゴでも“sufes の年”、(BŠT ŠPTM)及び複数の名前を刻んだ碑文があらわれ、3世紀のものともみられる(Dupont-Sommer, A.: Une nouvelle Inscription punique de Carthage. CRAI. 1968. 116ff.). Liv. XXVIII, 37, 2 は、Sufes が Gades の最高官として一般的であったことを示す。

(115) Krahmalkov. RSF. 1976. 153ff. は、CIS. I. 5632 を CIS. I. 5510 (406年)と比較検討の上で前5世紀中頃のものとみなし、450—400年頃つまり Mago 家支配の頃、eponym な職 sufes による共和政体制が展開していたとする(ギリシアの作家が βασιλεύς とするのは、sufes であって王でないとする)。尚 CIS. I. 5510 については(反論として) Desanges-Lancel: *Bibliographie Analytique de l'Afrique Antique*. X (1973—74). Paris. 15 をみよ。Sznycer. Carthage. 574f.

更にそれ以上に、史料的に237年に *sufes* についての変革を認めるべき確証が全くないことを指摘したい。推論の積み重ね、いやそれはただ196年の改革から逆推した捉え方である点が濃厚であるといえよう。特に民会が *sufes* を選ぶようになったという点が然りである。<sup>(116)</sup>

たしかに古い型の *sufes* の機能を司法的なものと限定して考えると、*consul* に比定される3～2世紀の、広大な権限を有する *sufes* への転機を想定しなければならない。つまり Picard のように第一ポエニ戦争後ローマ世界と密接に触れ合うようになった後のこととみなし、この237年の変革を考えねばならなくなるが、*Sufes* の機能が古くから広大なものであったことを提起すれば、*eponym* たる *sufes* の存在も古く認められるし、この時点での変革を想定する必要はないわけである(勿論 *βασιλεύς*, *rex = sufes* とみれば当然)。

残る民会の問題についても次のように考えたい。実は、国家の最高の職を民会で選ぶという形式は、Aristoteles の記述にすでにみられ(そこでは *βασιλεύς* とある)<sup>(117)</sup>、それ以降基本的に変化なかったとみたい。340年以降の流れは、どのように緩漫とはいえ一種の民主化であったとすれば、他の点とはともかくとして Aristoteles のこの面は残るとみるのが合理的であろう。そこで、王と *sufes* の異同の問題にぶつかる(註14参照)。制度的に王 = *sufes*、あるいは直線的に王 → *sufes* とみなせば、*sufes* も選挙、古くから民会で選挙されたこととみななければならない。王と *sufes* が古くから併存したものとみなせば、つまり Aristoteles の時代にも選挙王政の傍らに *sufes* が存在したとすれば、ことはややこしくなる。しかし上に述べたように237年以前に、*eponym* な職として、複数、しかも司法及び行政上の長として存在したことがほぼ確かであるとすれば、王とは別の存在であるとしても、とくに行政上の長として(王ともども)夙に民会で選ばれたとみるのが自然であろう。

このように237年を制度の上での決定的な変革の行われた年とみなす Picard 説には、いくつかの点で疑念を呈さざるを得ない。ましてや「民主的な変革」「革命」とみなすことはできない。

## V

ごく簡単に、Hamilcar, Hasdrubal また第二ポエニ戦争中の Hannibal の動きの中から、

(116) Picard. *Latomus*. 125f. *Life Carthage*. 275. etc.

(117) Arist. II, 11. 1272<sup>b</sup>40. 1273<sup>a</sup>30. Gsell. op. cit. II. 197, 6. 7.

(118) Bacigalupo Pareo. *Supr. Magist.* (註38参照) は、①王と *sufes* が古くは軍事と民政とを機能的に分けて分担しており、②2人の *eponym* な *sufes* が司法権を掌握する存在で、百人会の長であった、とみる(Beloch説)。③またこの *sufes* たちが、次第に王に代る権限を貯え、一方、王は第三人目の *sufes* (ローマの *princeps civitatis* の如き存在) になったのであろう、という仮説を展開する。それに対して、夙に Gsell. op. cit. II. 195f. は *sufes* を国家の長として捉え、ギリシアの作家が *βασιλεύς* と記すのは *sufes* に他ならない、とした(それに対して反論を呈したのが Picard であり、Szyner は、その点 Gsell に戻る)。たしかに広大な権限というのは、Hannibal の *sufes* 職、及びその後一例見出されるのであるが、それもこの変革(?)をふまえなければならないとみなす必要はない。むしろ広い権限がこの段階以前にも認められるとみたい(註114参照)。

更にはカルタゴ社会自体の中にも、様々な留保をつけながら、つまり制度的な変革はみられないにせよ、一応民主化ということのできる要素が、Aristoteles の『政治学』の叙述の生まれる前の段階のカルタゴにはみられなかった程度の重みをもって拡大していたことを指摘できた (Aristoteles 以前でも、個別例としては Diod. XIV, 47, 2. 注107参照)。それは、史料がどのように意図的なもの——とりわけ民主化を貶すという——であったにせよ、一応引き出せるところのものといえよう。今留保云々としたのは、次の二点である。

第一は、民主化といっても、それは Hannibal あるいは広く Barca 家としてもよいが、支配権樹立をめざす個人または家の力の展開に左右されたもの、あるいは私的な関係に基く性格の濃いものであったということである。

第二は、やはりまだ民衆の主体的な動きというものはみえない、民衆が(政治的に)自己主張できるまでにはなっていないということである。民衆暴動をどのように評価するかは問題であるが、暴動自体の本来的な性格とはいえ、ある種の持続性、明確な方向性の欠如により、国家の動向を決定的に転換させるものにはなりえなかったことはたしかである。

以上は、留保条件というよりは第二ポエニ戦争期を通ずるカルタゴのいわゆる民主化の特色というべきものであり、次のようにも関連しあう。民衆自体が新たな方向を目指して主体的な動きを示すことが叶わなかったとすれば、すでに民衆の主体的な力の制度的集約である民会が重要性を増していたことをふまえて、そこに自家権力の確立を志す Hannibal の力を伸張する場が提供されていた、と考えるべきではなかろうか。以上の流れを受けとめるべきものとしての Hannibal 自身の体験があった、つまり私的関係の優越性、軍隊内の民主化あるいは民主化への胎動を充分に認識していた Hannibal だったのである。

ただ Picard その他の論者のように制度面の民主的変革を指摘し、ストレートに民主化を説くには、そのままでは組しえないものが残るのは否めない。ともあれ、国際的な諸条件にも促されて、ここにはじめて Hannibal の国制改革の素地が生まれるのである。

### 三

#### I

ここで、前196年の Hannibal の国制改革、つまり *sufes* としての改革の問題を検討することになる。

実は Hannibal の *sufes* 職の年については、197年、196年、195年と論者の見解は分かれるが、それは各史料が *sufes* 職の年を特定せず、Livius は *sufes* 職後の亡命の年を195年とし、Nepos、Appianos は亡命の年を196年としているようにみえるからである。<sup>(119)</sup>

(119) Hannibal の *sufes* 職の年と東方亡命の年の関連の問題がある。Liv. XXXIII, 46ff. は195年を逃走の年

筆者は、197年に翌196年の *sufes* に選ばれたとみなすが、その根拠は、第一に、Hannibal が職を辞した後カルタゴを離れ、Antiochos の許に赴いた年を195年とする Holleaux の考証、それを受ける Groag の見解を妥当とみるからであり、<sup>(120)</sup> 第二に197年と196年両説中、後者をとるのは、ローマからの使節のことを考えるからである。<sup>(121)</sup>

ここで、次に Hannibal 登場の国際的な契機を指摘しなければならない。その大前提として、第二ポエニ戦争の真只中でも Hannibal が全地中海的な視野で行動していたことを想起したい。

そこではじめて、ローマが200年から東方マケドニアと戦っていたためカルタゴ弾圧策をとれなかったこと、もっとも197年には Flamininus がキノスケファライで勝ち Philippos と講和を結んではいるが、シリアには Antiochos III が登場していることが意味をもつ。215年のマケドニアとの交渉が示すような、地中海世界大の視野を有した Hannibal は、この流れのもつ意味を見逃さなかったと思われる。<sup>(122)</sup> また198年には Setia におけるカルタゴの人質とそのお付きのアフリカの奴隷の叛乱、更に196年にはエトルリアの奴隷(?)の蜂起もみられるし、後者はともかく前者の場合、カルタゴ本国、とりわけ Hannibal との関連も決して無視できない。<sup>(123)</sup>

更に一方、カルタゴ自体の問題としては、199年に第一回賠償金支払いのスクन्दル事件があ

とする。Nep. Han. 7, 6 は分りにくいから196年を逃亡の年とし (8, 1 との関連から。但し Nipperdey 校訂のテキストを採れば、195年となる)、App. Syr. 4 は亡命の年を確定してはいないが、論者 (Holleaux ら) は196年とみる。*Sufes* 職について197年説は Nissen, Niese, Lenschau (RE), Niese-Hohl, De Sanctis, (Klotz)。196年説は Holleaux, Ed. Meyer, Gsell, Groag, Hoffmann, Briscoe。195年説は Kahrstedt。尚 Briscoe, J.: *A Commentary on Livy Books XXXI—XXXIII*. Oxford. 1973. 335 が最も説得的である。

(120) Holleaux, M.: *La Rencontre d'Hannibal et d'Antiochos le Grand à Éphèse*. *Hermes*. XLIII. 1908. 296ff. [Holleaux. *Études d'Épigraphie et d'Histoire Grecques*. V. 1957. 180ff.] Groag. op. cit. 114, 4.

(121) Gsell. op. cit. II. 275, 1. Schlag, U.: *Regnum in senatu*. Stuttgart. 1968. 80. cf. Holleaux. op. cit. V. 183.

(122) 東方の情報には明らかにカルタゴにはいっていた。商取引の例、しかも時代は下るが Liv. XXXIV, 61, 13. cf. Liv. XXXIII; 48, 3. Gsell. op. cit. IV. 164f. 171.

(123) Setia の例は Liv. XXXII, 26, 4—18. 196年の例は XXXIII, 36, 1—3 (Etruria, ただ M'. Acilius Glabrio が抑えたとのみ)。Liv. per. 32. Zon. 9, 16, 6. Briscoe. op. cit. 216ff. Capozza, M.: *Movimenti servili nel mondo romano in età repubblicana*. I. Roma. 1966. 103ff. 108f. 114f. 116f. 近代の史家の解釈は Capozza. 107, 17. cf. McDonald. JRS. 1944. 14f. (人質が主体) Toynbee. op. cit. II. 251. 308. 318f. Capozza 批判は Bosworth, A. B. JRS. 1968. 272ff. (Setia のケースが、カルタゴの人質によって計画されただろうという点のみをあり得た、とする)。Capozza. 113ff. は蜂起がカルタゴからの働きかけで行われたというが、それは証明されない (Bosworth. 273. Briscoe. 216)。cf. Vogt, J.: *Ancient Slavery and the Ideal of Man*. Oxford. 1974. 45. 73. 人質の問題は, Aymard, A.: *Les Otages Cartaginois à la fin de la deuxième guerre punique*, *Études d'Histoire Ancienne* Paris. 1967. 436ff. (orig. は 1953)

り、それは上記のカルタゴの人質問題とも大いに関連するものであった。<sup>(124)</sup>

しかし、どのように内外の条件が熟しようとも、それを捉えて一歩進めうる位置に Hannibal がいなければならない。そこで指摘されることは、第二ポエニ戦争敗北後の Hannibal が、尠くとも200年まで將軍職を解かれていなかったことである。この Hannibal の將軍職に関しては、Gsell のように疑念を呈する論者もないわけではないが、それは認めてよいと思われる。ただこの將軍職（及び後の *sufes* 職）についての史料 Nep. Hann. 7, 1, 3 と 7, 4 には問題がある。前者は「それにも拘らずその後も軍隊を指揮し、P. Sulpicius と C. Aurelius のコンスル職の年まで、アフリカで軍務にはげんだ」(7, 1)「Hannibal は……まだ弟の Mago と同じように軍隊で Imperium をもっていた」(7, 3)<sup>(125)</sup> とあり、この二人のコンスル職の年が200年であることが分っている。後者は「彼は22年間 rex (praetor と読む人もある) だった後、帰国し praetor (rex と読む人もある) となった。というのは、ローマの consules のように、カルタゴでは二人の reges が毎年一年任期で選ばれたからである」という。ここでは、rex と praetor の使い方、及び22年間というのを將軍に選ばれた年221年から算定すれば200年まで、第二ポエニ戦争勃発時からならば197年までとなる、という点に問題がある。この二つの点の解明は一応後廻しとし、確かな点をあげると、ここでローマの consul に比定される存在が praetor であろうと rex であろうと *sufes* を指したということ、とすると、これは Hannibal の196年の *sufes* 職を指したものであるということである。

そこで rex, praetor あるいは將軍としての軍務の期間の問題となるが、これは第一の史料に

(124) Liv. XXXII, 2, 1, 2. 純度の低い銀貨で支払おうとしたが、ローマの Quaestor が拒否。Kahrstedt. op. cit. 587 は、この史料を信憑性の批判にたえないとする。Gsell. op. cit. II. 329f. 人質100人の返還要求はこの他にも181年 (Liv. XL, 34, 14. ~100人) と168年 (Liv. XLV, 14, 5. ~1人) にもみられるが、この問題の解明は Aymard. op. cit. 445ff. Walbank. op. cit. II. 470f. Briscoe. op. cit. 170. 古くは Kahrstedt. op. cit. 608. Gsell. op. cit. III. 294, 7. 199年にも181年にも返還は行われなかったとみられる (史料は年代記作家~Nissen. 199年の事例も人質が交替させられたことを示すのであり、返還を示すのではない、と。つまり古い人質を新しい人質に~常に100人=Nissen)。cf. Polyb. XXI, 43, 22 =Liv. XXXVIII, 38, 15.

(125) Gsell. op. cit. II. 273, 7 以外、一般には認められている。

(126) 7, 1. ille nihilo setius exercitui postea praefuit resque in Africa gessit usque ad P. Sulpicium C. Aurelium consules. 7, 3. quod Hannibalem ... etiam nunc cum imperio apud exercitum haberent itemque fratrem eius Magonem.

(127) 7, 4. Huc ut rediit, praetor<sup>①</sup> factus est, postquam rex<sup>②</sup> fuerat, anno secundo et vicesimo: ut enim Romae consules, sic Karthagine quotiannis annui bini reges creabantur. ① Heusinger (Malcovati) は rex. ② Heusinger (Malcovati) は praetor. Fleck は imperator. 異説の解明は Picard. Sufètes. 274ff. 写本通りとみるにしても, Cresci Marrone, G.: Nota a Nep. Hann. 7. 4. Aevum. LII. 1978. 85ff. は、rex とは H. によって199年に行使された *sufes* の権限, praetor とは197年に与えられた特別な力を暗示するものとしている。

関連させて考えるべきであろう。なによりも7, 1. 3からは200年までということがはっきりとよみとれること、しかも「軍隊を指揮し」や「Imperium」が術語的な表現であることに注目したい。

次に以上をふまえて7, 4を検討したい。この個所は、200年まで22年という具合に彼の將軍就任の年からすべきであること、従って「帰国し」云々は、必ずしも帰国後直ちにという意味ではない、とみなしたい。rex, praetor に関しては、むしろ Nepos がどれだけカルタゴの国制を掌握した上での表現であるのか——仮令、この個所の原史料が Polybios とみなされようが——<sup>(128)</sup>という風に考えたい。一般にカルタゴの官職及び機構名のラテン訳の曖昧さ——Polybios に遡っても——を想起するからであるが、それと共に Liv., Nep. とともに sufes を praetor としてい<sup>(129)</sup>る点の一致は、明らかに機能の一面の強調であろうと思う。従って写本通りに読みたい。

反証もない故、一応、200年まで Hannibal は將軍であった、とみなして、議論を進めたい。ところで問題は、何故、敗軍の將 Hannibal が、相変らず、暫しの間とはいえ、將軍の位置に留まりえたのであろうかということである。

カルタゴの將軍は、原則的には、その権限領域が地理的・機能的に限定されていたはずである(註40参照)。とすれば、第二ポエニ戦争の敗北・講和後のカルタゴのおかれた位置<sup>(130)</sup>を考えると、原住民をおさえ、近隣の蛮人に対する軍事力は必要であったと思われ<sup>(131)</sup>る。アフリカ—リビアの將軍の存在はありえたとみなしなければならない。その際、明らかに戦争中よりの継続の形をとったと思われるが、他ならぬ Hannibal に將軍職が、というのはいかなることを意味したのか。

まず、Gisco の息子 Hasdrubal を死に追いやった民衆の狂乱の騒動をおさえつつ、近隣の蛮人にも対処し得る人物としては、Hannibal 以外に考えられなかったといえよう。更にそれと関連して、第一ポエニ戦争後の兵士の不穏な動きが今回も一つの教訓として生きていた。それを、既述のような、Hannibal が自己のオリーブ園へ兵士を入植させたこと(本稿19頁)と結びつけて考えたい。それを少くとも时期的には、將軍職を辞した後、カルタゴを離れるまでの間とみるわけである。私兵としての性格は、ここにはっきりと示されるのであった。

## II

ところで、元老院の貴族、特に百人会の議員が国政の中枢部を占めていたカルタゴ——このこと自体が問われるべきことである——つまりどのような変化の崩しがみえようと基本的には寡頭政体制のカルタゴで、何故 Hannibal が sufes に選ばれたのか。その前提となるべき国際的・国内的状況に加えて、制度上の問題を考えてみなければならない。

(128) Bacigalupo Pareo. Supr. Magist. 79, 4.

(129) ibid. 78ff. Cresci Marrone. Aevum. 1978. 87. cf. Gsell. op. cit. 193. 5.

(130) Gschnitzer, F.: Die Stellung Karthagos nach dem Frieden von 201 v. Chr. WS. LXXIX. 1966. 276ff.

(131) App. Lib. 47. 55. Nep. Hann. 6, 4.

ここでとくに、カルタゴの国制における *sufes*、つまりローマの *consul* にも比定されるべき <sup>(132)</sup> *sufes* に関する問題点を、元老院及び、あるいは百人会、更には民会との関係をふまえながら、一瞥してみたい。

今 *consul* に比定されるとしたが、*sufes* が軍指揮権としての *imperium* をこの時代に持たないことは明らかである。<sup>(133)</sup> Livius はこの点に関して曖昧であるが、Picard の考証で Livius の誤りとされているようである。当面の時代には元老院の召集、主催権を掌握し、行政上の長として民会で選ばれたとみるべきであるが、その民会の構成単位、投票の仕組みなどは不明である。<sup>(134)</sup> 民会は多分 *sufes* が召集し、この頃は将軍を選んでいたのである。その民会を多年に亘って Barca 家、とくに Hannibal が抑えてきたために、Hannibal が *sufes* に選ばれ得たという風にとりた。

では何故、貴族あるいは反 Barca 家一派が Hannibal 選出を阻止しなかったのであろうか、という点に関しては、ほぼ次のように答えることができよう。第一に、第二ポエニ戦争直後の一般民衆の荒れ狂い方を想起すれば、それを抑えることのできる人物としては、すでにみたように Hannibal しか考えられなかったということである。第二には、*sufes* なるポストが極めて限られた家の人たちによって占められてきたという事実がある。この点は、碑文史料によって明らかであり、De Sanctis 及び Groag, Sznycer の指摘を俟つまでもあるまい。<sup>(135)</sup> この Hannibal の出た家、Barca 家も名門中の名門だったのである。<sup>(136)</sup> 更に、その *sufes* の行動が、一年任期、同僚制のため、<sup>(137)</sup> 本来的には極めて限定されていたということを想起したい。とすれば、Hannibal の *sufes* 就任に対しても、それ自体には反 Barca 派一統、つまり保守的な貴族層もさほど痛痒を感じなかったとみられ、それ故、彼の *sufes* 就任を甘受したと考えられる。甘受し、見逃すだけ

(132) ここでは当面の時代に関して *consul* に比定されるべき点のみを挙げる。① Liv. XXX, 7, 5. cf. XXXIV, 61, 15 (元老院を召集). Polyb. III, 33, 3 (元老院を主催。但し βασιλεύς とある). cf. Diod. XXV, 16. ② Sen. de Tranq. 4, 5 (*sufes* は *res publica* を administrare). ③ Gades の最高官 ~ Liv. XXVIII, 37, 2. ④ Nep. Hann. 7, 4. 尚註 114. 118. 127 参照。

(133) 勿論、王 (*sufes*) → 将軍の形は 5 ~ 4 世紀にみられる (Gsell. op. cit. II. 199, 7)。しかし 4 世紀の終りから王 (又は *sufes*) と将軍は分離している (Gsell. op. cit. II. 200)。註 38 参照。

(134) Liv. XXX, 7, 5. Picard. Sufètes. 270. Bacigalupo Pareo. Supr. Mag. 77, 2.

(135) Agora-Forum 的なものは存在した (Liv. XXX, 24, 10. XXXIII, 47, 10. 48, 10. Iust. XXII, 7, 8. XXXI, 2, 3. 6)。註 12 参照。

(136) De Sanctis. op. cit. III, 1. 48f. 52. Groag. op. cit. 19, 4. Sznycer. Carthage 573. CIS. I. 199ff. 397ff. (CIS は未見) cf. Gsell. op. cit. II. 194f. 236f.

(137) Sil. Ital. I, 71-77. XV, 745f. 名門との指摘は Gsell. op. cit. II. 253, 4. 但し父祖の歴史は不明, Gsell, 253, 5. cf. Sznycer. Carthage. 552f.

(138) 註 114. 118 参照。1 年任期とは Nep. Han. 7, 4. また βασιλία を *suf.* とみれば Zon. 8, 8. も。2 人というのが通例で、3 人、その他の例もある。Huss, W.: Vier Sufeten in Karthago? Le Muséon, XC, 3-4. 1977. 427ff. の主張は前 2 世紀のことか。Gsell. op. cit. II. 196, 3. cf. 196, 2. Sznycer. Carthage. 572ff.



の政治的な背景も問題であろうが、制度的にも上のようなわけだったのである。

ところで、同僚制というからには、今一人の *sufes* がいたはずであるが、その名は不明である。

次に問題となるのは、王の存在である。セム人の國家の型からいえば、王は論理的にも存在したと思われるが、王がすでに *sufes* に変わったとする古い説——何時とみるかに問題があるが——が、現在また仲々有力となりつつあることを指摘したい(註14他参照)。

実は、王は存在したとしても、恐らく「神聖王」つまり宗教的な存在にすぎなかったとみるべきであるが、このとき存在したとすれば、その親 Hannibal 的立場から、老齡の Bomilcar 2 世 (Hannibal の舅、Hannibal の下級指揮官 Hanno の父) であったと推定され、彼の *sufes* 選出のかけの力であったとみられる。<sup>(139)</sup>

ただ ① *rex* または βασιλεύς という表現がみられても、それは *sufes* を表わした場合が多く (Diod. XXV, 16~218年)、②いわゆる王若くは王らしき存在は、第二ポエニ戦争を通じ、そしてこの後も具体的には何処にも現われていないことを知っている。とすれば、最近有力となりつつある「王→*sufes* 説」や「王=*sufes* 説」も無視できない点をもっている。ただカルタゴ人の意識からはっきり「王」が姿を消しているかどうかは、貨幣にみられる限り、Barca 家のスペインにおける王朝志向的な姿勢(現在は否定的見解も有力となりつつあるが!)からは、否定的というべきである。もっともカルタゴ王政については、筆者は判断留保といわざるを得ない。ただいずれの立場をとるにせよ、他ならぬ *sufes* が *consul* 的な存在になっていたことは認めねばなるまい。

### III

次に Hannibal 改革の史料の問題であるが、改革を伝える史料は、他の作品に簡単な言及があるとはいえ、Livius だけといってよい(註34参照)。しかも、当該箇所(140)の叙述は、Nissen の古典的な見解及び Briscoe の註訳をふまえて、Polybios に基くものとみることができる。つまり Livius の他の箇所(140)にみられる Hannibal 像、それは年代記作家によるところが大きい、それとの対比からもむしろ Polybios によると言える。しかし Polybios に基くということは、こ

(139) Dio. Cass. XVII, 57, 86. この人物は Polyb. 中で唯一人 βασιλεύς と記された人物 (Polyb. III, 42, 6) と Picard. Latomus. 118 は言うが、この捉え方には全く異なった視点からの問題が二つ残る。一つは βασιλεύς とは果して王を指したのであろうか、ということ (Budé éd. は *suf.*)、今一つは βασιλεύς なる表現は Polyb. VI, 51, 2 (昔、5世紀、これは Budé éd. は王とする) と III, 33, 3 (σύγκλητος を主催したとみられる) にもある、ということである。この人物と Hannibal との関係の深さは Picard. Latomus. 117f. cf. Bacigalupo Pareo. Supr. Magist. 80, 2.

(140) Nissen, H.: *Kritische Untersuchungen über die Quellen der vierten und fünften Dekade des Livius*. Berlin. 1863 (repr. 1975). 152f. Unparteilichkeit, offene Anerkennung gegen den großen Mann という点、Polybios によるもので、年代記作家ならば、そのようにならない、とし (Liv. XXI, 10ff. XXX, 42)、年代記作家の筆とのコントラストを示す (XXXI, 19. XXXII, 2. 26). Briscoe. op. cit. 335ff. cf. Walsh. JRS. 1965. 157. Pédech. op. cit. 166. 182. Schlag. op. cit. 117, 134.

の個所が必ずしも信憑性の批判にたえるものであるということにはならない。ただ Polybios はカルタゴの民主化を強調している作家であるということ、その点とのなんらかの関連のあることはたしかであろう。

次に Livius の叙述の特色として、財政問題に対する極めて深い関心、詳しい叙述、とりわけ第二ポエニ戦争における財政問題についての微に入り細を穿った記述が挙げられる。<sup>(141)</sup> その Livius が Hannibal 改革を伝えていること、しかも財政問題を一つの軸とする改革を伝えているのは、この記事が決して根も葉もないものではないことを示す傍証とはならないであろうか。

次に改革者としての Hannibal の登場する可能性、あるいは彼に政治家としての抱負・経綸の如きものがあつたかどうかを考えてみたい。たしかに Hannibal は、若い頃から戦場を駆けめぐり、いわゆる政治なるものに疎かったかもしれない。彼自身としても、Zama の決戦後、自分の政治的素養、一般市民としての経験の乏しさを述懐している。<sup>(142)</sup> その述べるところはたしかとみなすことができるが、広い立場にたつて考えると、先に検討したイタリアでの経験、215年の Philippos との同盟条約、更に戦争中の彼の経済政策、とくにカルタゴ全体に目をくぼった経済政策を想起すれば、<sup>(143)</sup> それらと、彼の改革がとりわけ財政問題を一つの中心とする改革であることとを関連させて、抱負・経綸あるいは力量についてはポジティブに解することができよう。

Livius に記されているからというのではなく、以上のようなわけで、改革をあり得たとみるのである。

#### IV

Hannibal の *sufes* としての改革事業は、Livius の伝えるところでは二点となる。

第一は、百人会の改革を中核とする制度面の変革、第二は、財政に関連しての変革であり、民会を軸にことをはかつたとみられる。論者は、これを民主的変革とみなすが、果してそのように言えるか。変革そのものを検討してみよう。

〔A〕 第一の百人会の改革は、終身議員制を一年任期、つまり二年と職に留まれないようにした (Liv. XXIII, 46, 7. in singulos annos indices legerentur) ものである。<sup>(144)</sup>

そこで問題は百人会であるが、まずその大前提としてカルタゴの各制度・ポストの独立性という<sup>(145)</sup> ことを指摘し、元老院・百人会・五人委員会の関係をふりかえてみよう。

(141) 簡単には Walsh, P. G.: *Sachliche Vorzüge und Mängel des livianischen Werkes, Wege zu Livius*. Darmstadt, 1967 (Orig は 1964. 英文). 256f. 詳しくは Walsh, P. G.: *Livy, His historical Aims and Methods*. Cambridge, 1961.

(142) Liv. XXX, 37. cf. Polyb. XV, 19, 2ff. App. Lib. 55.

(143) 簡単には Picard. *Daily Life*. 186f.

(144) Livius の *ordo iudicum, iudices* を百人会議員とみてのことである。Groag. op. cit. 119, 3. Briscoe. op. cit. 338.

(145) Picard. *Life Carthage*. 275.

元老院と百人会の関係は、はっきりしない点も多いが、百人会とは100人若しくは104人の司法官・裁判官を構成員とし、Aristoteles, Livius, Iustus 等一致して「最高の司法府」として<sup>(146)</sup>いる。彼らがいかに強力な権限を有したかは、第一ポエニ戦争のとき何人かの将軍が処刑されたことを知っている(註47参照)。彼らは将軍及び *sufes* をも含めた国家機構の監察に当るわけで、時代とともに権限が広がり、国政のあらゆる部門、市民の私生活にまでその権限は及んでいる。<sup>(147)</sup>すでに Aristoteles は Sparta の Ephoros と対比している程である。<sup>(148)</sup>一体いかなる徒輩から成るのかという点は、Iustus が元老院から選ばれる、としているのを採るべきであろう。<sup>(149)</sup> Livius が、財政上の長 (*quaestor*) が任期後、百人会のメンバーになる、としているのは、この Hannibal の百人会改革、Hannibal と *quaestor* との確執に絡んだ特記とみるべきであろう。<sup>(150)</sup>ただ元老院イコール百人会とみる必要はあるまい。<sup>(151)</sup>

次に Aristoteles が百人会の成員を選ぶ存在として五人委員会を挙げているのを、Livius が成員を終身としている (Liv. XXXIII, 46, 1. *iidem perpetui iudices erant*) 記事とどのように整合的に関連させ、解することができるか。時代による変化を想定すべきか、いやそのようにとらなくとも、成員補充・充当の役とみることで矛盾はないといえよう(あるいは権利と事実の問題か)。ただ五人委員は Aristoteles にしか現われず、その他にも元老院議員から成るとみられる各種の委員会が文献及び碑文に散見しても、それらと Aristoteles の五人委員との関係は定かではない。<sup>(152)</sup>

いずれにせよ、百人会成員は名門によって “*potentissimus ordo*” (Liv. XXIII, 46, 4) を構成していたといえよう。その限りでは、貴族の牙城を形成していたといっても誤りではあるまい。

*sufes* としての Hannibal は、ことを図るに当り、なによりもこの百人会及びその母体たる元老院の反対を予想しなければならなかった。そこで王と元老院が衝突した場合、ことは民会に計られるという Aristoteles の伝える規定が、<sup>(154)</sup>実は、*sufes* と元老院の衝突の場合にも(王→*sufes*, 王=*sufes* とみれば勿論、王と *sufes* が併存するとしても行政府の長としての *sufes* とみて)

(146) Arist. II, 11, 1273\*19ff. III, 1, 1275\*13. Liv. XXXIII, 46, 4. Iust. XIX, 2, 5-6.

(147) Groag. op. cit. 117. 古くは Meltzer. op. cit. II, 47-54. 67. 473-476. Gsell. op. cit. II, 205ff. cf. Liv. XXXIII, 46, 2, 5.

(148) Arist. II, 11, 1272\*35. cf. 1273\*19f.

(149) Iust XIX, 2, 5, 6.

(150) Liv. XXXIII, 46, 4. *quaestor* も元老院の成員とすれば、矛盾はない。

(151) Gsell. op. cit. II, 210. Szyner. Carthage. 579f.

(152) Arist. Pol. II, 11, 1273\*13f. Gsell. op. cit. II, 192, 208ff. cf. Meltzer. op. cit. II, 54ff.

(153) Polyb. I, 87, 3. Liv. XXX, 16, 3. Gsell. op. cit. 209ff. Picard. Life Carthage. 143f. 特に碑文にあらわれる税関係の30人委員と聖事の10人委員についての問題 (Février は、5の倍数であるとして五人委員との関係を説く) は Szyner. Carthage. 530.

(154) Arist. II, 11, 1273\*6ff. Gsell. op. cit. II, 230. Briscoe. op. cit. 337f.

生かされた、とみたい。古くから親 Barca 家的色彩の濃い民会（註50～53. 64. 65参照）にことを持ち出したのは当然であり、民会を軸に改革案が打出されたと考えられる。

〔B〕 貴族支配の牙城・百人会の改革を、戦争中から制度に忠実であった Hannibal は、今も合法性の枠の中で、つまり Aristoteles の伝える規定をふまえて、民会を通して、いわば無血革命の形で成就し得たとみなすことができる。<sup>(155)</sup> 合法性云々については Picard, Briscoe 説に組するが、Picard の説く Aristoteles の記す規定はもはや機能していないという点は問題であろう。

Hannibal にとっては、それは決してカルタゴの在来の体制を排除するのではなく、体制・制度を保持しつつも、自己の支配権の中にカルタゴを包みこむことが問題だったのである。従って、国制の民主化、それが問題であったのではなく、実は民主化とみられることも、次に述べる財政改革遂行のための手段であったとみなすべきであろう。<sup>(156)</sup>

実は、無血革命たりえた底に Groag 及び Picard は、Sparta の Cleomenes のことが教訓として念頭にあったであろうこと、それを知識として仲介した人物が側近の Sosylos であったと推定しているが、<sup>(157)</sup> すでに指摘した Hannibal の素養からしても首肯できる見方といえよう。

次に Hannibal は百人会を一年任期制にすると共に、彼らの選挙が民会で行われるようにしたとする見解が Meltzer によって示され、Groag もこれに左祖し、Picard もそれに従っている<sup>(158)</sup> が、史料的には根拠のない推定とはいえ、可能性としては考えられる。先に五人委員会による選出と終身という形も結びつくとした（前者の手による補充）が、終身から毎年選ばれる形になるには、そこに五人委員会の手を離れた選挙のための集まりが想定されるからである。

なお、このような国制の変革は姉婿 Hasdrubal にみられたとする見解もあるが、<sup>(159)</sup> 百人会に関しては、そのままでは組しえない。

Hannibal の変革は明らかに革新であり、今や彼は百人会を恐れる必要はなくなった。民会を制圧している sufes である Hannibal は、民衆のリーダーとして、自分の仲間を支配機構の中

(155) Hannibal の行動の原則は、違法性を排除したところにあったとみたい。従って、法の枠からの逸脱つまり unconstitutionally とする Kahrstedt. op. cit. III. 586. Gsell. op. cit. II. 276 (cf. 226) を採る必要はない (Gsell は、民会に案を提出することは前以て元老院にはかられていないから違法であるとする)。Picard. Life Carthage. 276 は、① Arist. 代の rules は消えている、②そのとき vote された法は法的立場からは反駁されない、③ Hannibal が後に追放されるのは違法性によるのではなく、ローマとの条約違反による、として Gsell 説に反論する。①を採る必要のないことは、行論中、随所で明らかにした。②③は認めてもよからう。Briscoe. op. cit. 337f.

(156) Hoffmann, W.: Hannibal und Rom, Antike u. Abendland. VI. 1957. 7—26. 19f. Schlag. op. cit. 80.

(157) Groag. op. cit. 119, 4. Picard. Life Carthage. 277. Görlitz, W.: Hannibal. Stuttgart. 1970. 155.

(158) Meltzer. op. cit. II. 54. Gsell. op. cit. II. 276, 5. Groag. op. cit. 119, 3. Picard. Life Carthage. 275.

(159) Groag. op. cit. 27f. 119.

にも送り込めるわけである(特に百人会成員が民会で選ばれることになったとすれば、であるが、そうでなくとも)。ここで真の狙いとする改革に踏み出すことになる。

〔C〕 実は、sufes に就任した Hannibal の直面した問題は、財政問題であった。財政、とりわけ納税に結びつく問題である。カルタゴの財政は服属者の貢納(戦償金と徴税)と関連しているが、<sup>(160)</sup> スペインの Barca 家のケースを考えれば、それは必ずしも中央で十分に掌握できたといえず、そのまま国庫にはいらぬ場合もあるというのが現状であったといえよう。つまり歳出歳入がはつきりしていなかったとみられている。スペインを領有し、カルタゴが豊かであったときは、それでも事態はさほど深刻とならなかつた。しかし、今は賠償金が課せられている。そこで当然税の増大という形をとらざるをえない、つまり元來税の支払いを免ぜられていたカルタゴ市民にも、敗戦後は直接税が課せられていた<sup>(161)</sup>のである。しかも、199年に賠償金支払いをめぐるスキヤンダル、不正事件が展開する(金銭上の腐敗。註124参照)。

sufes に就任した Hannibal は、財務担当の財務官と真向うから対立した。財務官という官職は、すでに Gades では sufes (複) と quaestor (単) が町の最高の役人として登場しているように、<sup>(162)</sup> 広くフェニキア人の町にみられたものであろう。財務官に予算案の提出を求めるが、財務官はこれを拒否し、百人会に訴える。Livius は、財務官と百人会との結びつき、つまり財務官は

(160) カルタゴの財政の問題は、古くは Kahrstedt. op. cit. III. 7-140. Gsell. op. cit. II. 287ff. 新しく簡単には Nicolet. Guerres puniques. 601f. があるが、研究は未だしというべきであろう。服属民取扱いの峻厳さは Plut. Mor. 799D. 特に④厳しく貢税(戦償金及び徴税)を取立てたが(Diod. XIII, 59, 3. XIII, 114, 1. XIV, 65, 2. XXV, 10, 3.), ⑤多分、地方領主の手による間接支配の形をとったと推定される(Whittaker, C. R.: Land and Labour in North Africa. Klio. LX-2. 1978. 338f. は Massinissa の祖父, Dougga の sufes を挙げる)一方、⑥地方に事務所を設けて、税を徴収、兵士を徴発した(特にアフリカの土地では Polyb. I, 67, 1. I, 72, 3. Diod. XXV, 8. 10. cf. Iust. XXII, 7, 3. Gsell. op. cit. II. 240, 2. 295ff. Ensslin, W.: Der Einfluß Karthagos auf Staatsverwaltung und Wirtschaft der Römer. Rom und Karthago. 1943. 262ff. Warmington. op. cit. 83 ff.). ⑦服属者は、現物若しくは現金で直接税を支払ったが、たとえば第一ポエニ戦争時代には、リビア人の収穫の $\frac{1}{2}$ (元來は $\frac{1}{4}$ )が徴発された、という(Polyb. I, 72, 2. Meltzer. op. cit. II. 85. Walbank. Commentary. I. 137). ⑧各都市(リビア=フェニキア人のそれも)との輸出入の関税(ときには直接税)も取りたてられた、とみられる(Picard. Daily Life. 164f. Warmington. op. cit. 84.). ⑨前2世紀はじめ、つまり第二ポエニ戦争後も大 Leptis が日に1タレントをカルタゴに支払ったという記事がある(Liv. XXXIV, 62, 3. cf. Polyb. XXXI. 21, 1), 大 Leptis がこの地方の行政の中心であったからともみられるにせよ、額はやはり大きすぎ、様々の解釈がみられる(Kahrstedt. op. cit. III. 134f. 582f. Gsell. op. cit. II. 127f. 319. IV. 516f. Esclapart. op. cit. 295f. Walbank. Commentary III. 489ff.)が、ここで問題にしたのは、カルタゴの税の取立ての厳しさである。cf. Picard. Life Carthage. 280. 297, 2.

(161) 元來、通常免税とは Polyb. I, 71, 1. ところが私人に tributum が、というのは(戦償金支払のため) Liv. XXX, 44, 10f. cf. XXXIII, 46, 9. 47, 2. Meltzer. op. cit. II. 504 は非常時に εἰσφορά の取立ては当然とする。Gsell. op. cit. II. 317. Nicolet. Guerres puniques. 602.

(162) Liv. XXVIII, 37, 2. Gsell. op. cit. II. 201, 1. Groag. op. cit. 118, 4. Sznycer, Carthage. 584.

任期終了後、百人会成員になることを記している<sup>(163)</sup>。そこで、Hannibal は民会に法案を提出する。なによりも一般民衆の直接税支払いを免じ、それを富裕者のみにした、と Livius, Nepos から Groag は推定する (Liv. XXXIII, 46, 9. tributumque grave privatis imminere videbatur. 47, 2. tributo privatis remisso.)<sup>(164)</sup>。更に商業の<sup>(165)</sup>促進を基礎に、関税を中核とした税制全般にわたる改革を行なったとみられる<sup>(166)</sup>。

財務官が百人会に訴えても、もはや百人会の構成は在来のそれとは違っていた(厳密には、この年に成員が変っていたかどうかは不明)。Hannibal の財政改革もうまく回転していったのではなからうか。それが、カルタゴの経済力を、191年には賠償金支払い完了の可能性を生むほどのものにしたと推定される。この返却可能、完了については、史料的に問題がある、とする見解もある<sup>(167)</sup>。しかし、一歩退いて、カルタゴの経済力の回復という点は、様々の傍証によりほぼ確かとみてよい<sup>(168)</sup>。

(163) Liv. XXXIII, 46, 4. 注150参照

(164) 註161参照。更に Nep. Hann. 7, 5 (ex novis vectigalibus) Groag. op. cit. 121, 5. Gsell. op. cit. II. 317, 7.

(165) カルタゴ, Tyros, 地中海沿岸各地の港間の結び付き及び商業は Liv. XXXIV, 61, 13.

(166) vectigalia terrestria maritimaque (Liv. XXXIII, 47, 1) とあるのは, Nicolet. Guerres puniques. 602 の推定するように関税であろう。但し Hannibal 改革を Speck, E.: *Handelsgeschichte des Altertums*. III, 1. Leipzig. 1900—1906. 116 のように関税面の変革のみとするのは、せまい捉え方である。Groag. op. cit. 121, 4. cf. Gsell. op. cit. II. 318.

(167) Liv. XXXVI, 4, 7, 9. 残額(8000タレント)支払いを申し出たが、ローマ側が拒絶している。Kahrstedt. op. cit. III, 133ff. は Hannibal 改革との関連を述べていないし、Gsell. op. cit. II. 323 は、カルタゴ側の立場にたち、返却という史料に疑いをさしはさむ。敗戦後、それまでに10年間に2000タレント、つまり年200タレントづつの返却が、スペインを失なったカルタゴにとって可能であったか、そしてこのとき残り8000タレント支払いが可能かどうかという二つの問題が残るようである(もっとも額の点は註160○の大 Leptis の例が信憑性の批判に堪えるものとして、生かされれば、可能性もあるが、額自体が問題)。Hannibal の財産が、亡命後没収されたとしても、それがどれ程国庫を潤したかは不明である。また、カルタゴの人質のことは181年と168年までは史料に登場せず(Liv. XLV, 14, 5)、ここでは全く言及されていない点、明らかに199年の場合(註124)とは異なっている。それは191年の賠償金云々の件が、事実としてあり得なかったことを推測させる。もっとも人質を単に財政上(賠償金)の保障だけでなく、条約・平和維持のためのものとすれば、人質が特に現われなかったともいえる。Aymard. op. cit. 449, 3. 4. 簡単にこの史実を認めるのは、Picard, *Daily Life*. 187.

(168) ①一般論としてカルタゴの豊かさを指摘するのは、誇張があるかもしれないが、Polyb. XVIII, 35, 9. ②誇張であるばかりか史実としても問題のある、日に1タレント、税をカルタゴに支払っていた大 Leptis の話(195—193年。Liv. XXXIV, 62, 3. cf. Poly. XXXI, 21, 1)、それが Massinissa に注目されたこと、また App. Lib. 72, 73 によれば(150年)、この大 Leptis のある Emporia の地と1000タレントの支払(後、50年間に5000タレントに改められる)という取決めを生んだこと、そういった様々の点から経済力は回復していたと推定される。Liv. App. などの史料の問題は Walsh, P. G.: *Massinissa*, JRS. LV. 1965. 157. 背景は 157ff.

## V

改革自体に関しては、素描にとどめたが、最後に、何故改革が可能であったかを考えてみたい。第一に、Hannibal がクリエンテル的なものを創りあげていたこと、第二に、ヘレニズム的教養に培われた彼が、在来の制度をふまえ、当時のカルタゴの諸制度間の力関係を合法的に利用しえたこと、特に民会と百人会（ひいては元老院）の力関係を巧妙に操ったこと、第三に、財政問題を軸にすえたため、直接税に苦しむ一般大衆を掌握できたこと、実はそれは民会の掌握と結びつくものであったことなどである。このようにみえてくると、翌年の Hannibal 失脚の原因もまた明らかとなる。一言でいえば、Hannibal 一人に権力の集中するのを恐れた貴族のまきかえし、その貴族と結びついたローマの介入である。というのも、改革自体が合法的で、国力を伸長させるものであったとすれば、失脚はカルタゴ内部の問題に起因するのではなく、ローマの使節の力、つまり外との関係によるものであったといえるからである。<sup>(169)</sup>

前章からこの章にかけてのスケッチで、Hannibal 時代、いや広く Barca 家時代のカルタゴの政治を動かす諸制度間の力関係の変化、それは仲々捉え難いのであるが、Groag, Pédech, Picard, Hoffmann などが民主化という線で捉えている（特に Picard は Barca 家の革命という）のに対して<sup>(170)</sup>、果して簡単に民主化といえるかどうか、筆者の疑念を随所で示してきた。とりわけ、196年の変革にと集約されてゆく Hannibal の動きそのものが、カルタゴの民主化を志向するものであったのか、という Hannibal の意志・意向の点では、——Kotula 説（註36参照）に傾き——むしろ否定的であるといえよう。

しかも、この変革のその後の流れに目を致せば、やはり寡頭政体制の鞏固さを再確認せざるをえない。つまり Hannibal という高い政治的識見をもった人物、個性豊かな政治家による、究極の狙いは別としても、形としては寡頭政支配体制に対する挑戦、民会を足がかりとする改革が行われ、それは一応成功したかにみえるが、実は Hannibal の失脚・亡命とともに——何故亡命しなければならなかったかの問題には立入らない——変革のうちで消えるものと残るものが分れる。それを検討すると、時代の特色、カルタゴの個性つまり寡頭政体制の鞏固さが、かなりはっきりするのではなからうか。

変革のうちで残るもの、つまり生きるものは、史料的に問題なしとはしないが、カルタゴには191年に賠償金支払い完了の可能性が生まれているということを考えて（註167、168参照）、財政面での変革はある程度スムーズに進んでいたとみてよからう。<sup>(171)</sup> 勿論、富裕者のみに直接税を、と

(169) Groag. op. cit. 123ff. Schlag. op. cit. 80f. 118ff.

(170) Groag. op. cit. 27f. 112f. 121 passim. Picard. Life Carthage. 202—229. passim. Hoffmann. op. cit. 30f. 114f etc. Warmington. op. cit. 206 は慎重。Szyner. Carthage. 572. cf. Nicolet. Guerres puniques 617. Pédech. op. cit. 428. 註27. 32参照。

(171) Groag. op. cit. 127, 2. Görnitz. op. cit. 157, 20. Gsell. op. cit. II. 279f. は異なる。De Sanctis. op. cit. III. 1. 54 は Hannibal の業績をただ腐敗除去のみとする。Picard. Life Carthage. 279 は、広く改革の効果が生き続けたとみる。

いう点のその後の変化は分らないが、もっと広い徴税システムや、それを支える商業活動の展開を考えるからである。

一方の百人会の変革は、この後のカルタゴの制度の発展が分らないため不明であるが、東方亡命後の Hannibal の働きかけ (193年, Tyros の人 Ariston を使って。そのとき *sufetes* が *ad ius dicendum consedisent* とあるのは、この職が司法・行政官としての最高の権限を保有したことを示す)<sup>(172)</sup> 及びローマからカルタゴへの干渉 (カルタゴ貴族とローマ元老院の結びつき)<sup>(173)</sup> を考えると、やはり変革によって生まれたものは消えていた可能性が大きい。消滅したと言いつけることができなくとも、あらゆる変化にも拘らず、カルタゴ元老院の方の存続したことは明瞭であった。さればこそ、元老院が149年將軍を選出し、ローマに対する戦争決定をもなしたのであ<sup>(174)</sup> る。尠くともカルタゴの元老院保守派の実質上の権限の強さは残っている。とすると、一つ問題がある。それは、第三ポエニ戦争勃発直前のカルタゴ政界のいわゆる民主化といわれる現象をどう考えるか、ということである。つまり寡頭政体制とはいえ、民主化の火種は残ったとみるべきなのか。本稿の範囲を逸脱するが、ただ一言すれば、Hamilcar と Carthalo の、他との対立は党派の対立で、ローマでの党派の対立に照応するものであり、またこの小稿の主題の時代の Barca 家と反 Barca 家の対立との類似性が想起される、ということである。寡頭政体制とはいえ、そこには党派の対立に根ざしたスローガンであるか、勢力基盤育成のためかはともかく、「民主的」な要素も含まれていたのである。

## おわりに

本小稿では、Aristoteles によって範たるべき国制の一つの典型とされたカルタゴの国制が、Polybios によれば第二ポエニ戦争時代に「民主化」したため、国家カルタゴが繁栄から衰退にむかうことになったという見解が果して正しいかどうか、なによりもカルタゴは民主化したのかという点を、Hannibal を軸にして、その制度的かかわり合い、その國政運営の現実を通して考え

(172) Liv. XXXIV, 61, 15. App. Syr. 8. cf. Liv. XXXIV, 60, 1. 62. Iust. XXXI, 4, 1—3. Gsell. op. cit. II. 280f. Groag. op. cit. 127f. 132.

(173) Groag. op. cit. 124. Gsell. op. cit. II. 279f. は、変革によって生まれた新しい体制は消えていた、とする。但しその根拠は、改革案が民会に *irrégulièrement* に出されたものであるからという所にある。

(174) App. Lib. 93. cf. Zon. 9, 26. Gsell. op. cit. II. 221, 5. 229, 5. Szyner. Carthage. 579f.

(175) App. Lib. 68 (Polybios によるものか) は、三つの党派、④ Hanno=親ローマ、貴族派、⑤ Carthalo と Hamilcar=民主派、⑥ Hannibal=親 Massinissa 派の対立、つまりその限りでの民主化を説く。それ以前にみられた Hannibal 亡命後のカルタゴの危機的な状況は App. Syr. 8 (註172参照). Groag. 127, 2. Picard. Life Carthage. 279 は民主化の火種は残ったとみる。Gsell. op. cit. 282ff. III. 320. Pédech. op. cit. 428, 109.



てみた。

しかし、この小稿は、通説としての Hannibal による直線的な「民主化」説をすこしく修正したにとどまる。

まず民主化に関する Polybios, Livius の捉え方には、*δημοκρατία* とか *popularis* に対する蔑視的な視角が根底にあって、その上に Hannibal 及び Hannibal 一族をすえていると考えることができ、一方 Hannibal 自身の狙いが決してカルタゴの制度上の抜本的変革という意味での民主化にあったのではないこともほぼ明らかにできた。つまり、カルタゴの国制という視角からは、ある面での民主化とはいえるにしても、それは制度の枠の中のものにすぎず、別の角度から言えば混合政体を構成する一要素、民主政的なものを伸長させるという意味であって決して民主政に変えるという意味でないことも、行論中で明らかにしてきた。要するにそこに登場する人物、とりわけ Hannibal にとって、民主化は一つの手段、あるいは道であった、とみたわけである。

従って、196年の国制改革に限定して考えてみても単純に国制の民主化と捉えるのではなく、財政改革を軸とする変革のための一方途としての国制の民主化とみなした。それが制度・秩序を尊重する Hannibal の変革の限界、いやカルタゴ社会を生き抜くための限界に他ならなかったとみたのである。<sup>(176)</sup>

本稿では、カルタゴの制度について本邦に殆ど紹介されていないことも考慮して、本論から逸脱しても、それらの説明に立入ったため、論旨の一貫性に欠けるところがあった。尚、国制という視角が出発点をなしたため、民主政、民主化等々、果してカルタゴ社会に適合するかどうか問題の多い表現・概念をそのまま使用した。民会、市民その他とともに、事実認識をゆがめていないか、という思いが残るのを否めない。それは、史料が殆どギリシア語・ラテン語であることからくる問題でもあろう。

## 後 記

①この小稿は1972年日本西洋史学会大会報告の「カルタゴの国制とハンニバル」をもとに、その後の欧米の研究の進展をふまえて論旨を補強したものである。本来、当時最新の説とみなされた Picard 説の修正を志したものであるが、カルタゴの国制の問題は、現在、根本的な再検討が求められているようである。紙幅の都合上、また論文の性格上、史料考証段階の操作を十分に盛ることはできなかった。もっともポエニ語史料に関しては、欧米の研究をそのものとして受けとめるより致し方なく、スペインの研究者の古銭学の成果とともに、専門家の本格的な検討を期待

(176) Nicolet. *Guerres puniques*. 612f. が “une dynastie de l’aristocratie carthaginoise,, 又は “dynastie” といってもカルタゴの *politeia* の貴族政的なコンテキストの中のもの,, というのは意味深い表現である。

したい。

②注8他の Weil の著書は伊藤貞夫氏、注14, 38, 127他の Krahmalkov, Bacigalupo Pareo, Cresi Marrone の論文は徳田直宏氏の御好意によるものである。

③注36の Kotula 論文は矢野通生氏の御好意により大意を把握することができた。

昭和56年11月4日

この論文は、文部省科学研究費補助金による研究「ローマ・アフリカの文化交流史の研究」の成果の一部である。

---

(付記)

Briscoe, J.: A Commentary on Livy Books XXXIV—XXXVII. Oxford. 1981は、本稿税稿後入手できた。注160, 167, 168, 172 など、後日補いたい。